

成15年においては、特例上陸者（国際航路の乗務員などの一時上陸者等）を除く外国人観光客6万8千人のうち、4万3千人と全体の63.6%を占めている。

<表省略>

(2) 平均滞在日数

国民1人当たりの国内宿泊数は減少傾向にあり、平成15年における年間の宿泊数はのべ3.96泊と前年を14.8%下回っている。特に「家事・帰省」と「兼観光」（家事・帰省、業務が主目的であるが、それに1泊以上付け加えて観光を行った旅行）での落ち込みが大きくなっている。

<表省略>

海外旅行者の旅行日数では、平成15年は前年に比べ5日以内の比率が減少しているが、これはアジア方面への短期の旅行が減少したことが要因と思われる。

<表省略>

本県においても平均滞在日数は減少傾向にあったが、リピーター化の進展や離島訪問者の増大などにより平成14年から増加に転じ、平成15年は3.93日となった。

滞在日数別の内訳は、2泊3日が40.6%（平成12年43.0%）、3泊4日33.4%（同33.7%）、1泊2日9.7%（同9.4%）、4泊5日8.9%（同8.0%）、5泊以上6.4%（同5.6%）、日帰り1.0%（同0.4%）となっており、4泊以上の割合が増加している。

<表省略>

(3) 観光客1人当たりの県内消費額及び観光収入の推移

国民1人当たりの国内宿泊旅行の年間消費額は旅行回数同様に減少傾向にあり、平成15年においては、宿泊旅行全体で前年に比べ名目値で12.8%（13,700円）減少し、宿泊観光旅行（観光+兼観光）では47,700円と同9.5%（5,000円）の減少となっている。

本県における観光客1人当たりの県内消費額についても、全国的な景気の低迷やデフレによる旅行商品価格の低下などにより減少傾向にあったものの、宿泊単価の向上、リピーターや離島訪問者の増加による平均滞在日数の伸びなどにより、平成15年は増加に転じ、前年を上回る73,831円となった。

また、観光収入も減少傾向にあったものの、消費単価の回復に加え入域観光客数の増加により、平成15年は前年を8.3%上回る3,754億円となった。

表省略

エ 国内宿泊旅行の一人当たり年間消費額

1世帯当たりの年間の宿泊費やパック旅行等の旅行関連の支出の推移をみると、支出額、割合とも、前年に比べて減少している。

表省略

オ 旅行目的の推移

国民の国内宿泊旅行先での行動としては、「温泉浴」が最も多く、次いで「自然の風景を見る」、「名所・旧跡を見る」の順となっている。

また、国内宿泊旅行の目的としては、「自然・名所・スポーツ見学・行楽」が最も多く、次いで「温泉に入る・湯治」、「スポーツ・レクリエーション」の順となっている。

国内宿泊旅行先での行動、目的において、「温泉浴・湯治」、「自然に関するメニュー」の順位が高いことが特徴的である。

表省略

(2) 沖縄の観光の動向

ア 入域観光客の動向

入域観光客数

本県への入域観光客数はおおむね好調に推移している。

米国同時多発テロ事件により平成13年には落ち込んだものの、その後、官民一体となった誘客キャンペーンの展開や離島路線を中心とする航空路線の拡充、美ら海水族館などの大型観光関連施設の開設、大型コンベンションの開催、修学旅行の増加、沖縄人気の高まり、旅行商品の多様化などにより大幅に増加し、平成18年の入域観光客数は過去最高の564万人を記録した。

しかし、入域観光客を国内外別にみると、平成18年においては入域観光客数564万人のうち、外国客は9.3万人（構成比1.7%）にとどまっており、外国客の誘客対策の強化が求められている。

表省略

<表省略>

ア 費目別消費額

本県における観光客1人当たりの県内消費額の費目別内訳については、「宿泊費」が27,847円(構成比37.7)と最も高く、以下「土産費」の16,838円(同22.8%)、「飲食費」の13,977円(同18.9%)、「交通費」の6,746円(同9.1%)、「娯楽費」の5,769円(同7.8%)となっている。

宿泊費、飲食費及び娯楽費は前年より増加しているものの、交通費と土産費は前年より減少している。宿泊費については平均滞在日数の増加率を上回っているため、宿泊単価は増加しているものと考えられる。交通費の減少要因としては、レンタカーなどの利用単価の減少が挙げられる。

<表省略>

イ 季節別消費額

本県における観光客1人当たりの県内消費額を季節別に見た場合では、需要の高い夏場が1人当たりの総額では最も高くなっている。費用項目別では、土産費は高齢者の割合が相対的に多い冬場に高く、娯楽・入場費はマリンレジャーを目的としている夏場が高くなっている。また、宿泊費と飲食費は、平均滞在日数が長い夏場に高くなっている。

<表省略>

ウ 旅行形態別消費額

本県における観光客1人当たりの県内消費額を旅行形態別に見た場合では、近年の主流であるパック旅行が1人当たりの総額では最も高くなっている。個人旅行は滞在日数が長いいため飲食費と交通費が高く、団体旅行については滞在日数が短いにもかかわらず宿泊費は高くなっている。

<表省略>

エ 来訪回数別消費額

本県における観光客1人当たりの県内消費額を来訪回数別に見た場合では、来訪回数の増加に比例し滞在日数も増加する傾向にあるため、リピーター化の進展に伴い1人当たり消費額が増加する傾向にある。一方、土産費は、来訪回数の増加に反比例し減少する傾向にある。

<表省略>

月別の動向

入域観光客の月別変動をみると、誘客キャンペーンの実施や修学旅行の誘致、リゾートウエディングなど新規市場の開拓等によりボトム期が底上げされ、平準化が図られつつある。

しかし、さらなる入域観光客数の増加を達成し、観光関連産業の健全育成や観光産業従事者の雇用安定を図るためにも、新たなマーケットの開拓など、さらなる通年化に向けた取り組みが求められている。

表省略

地域別の観光客の動向

平成15年度と平成18年度の航空乗客アンケート調査の結果を比較すると、観光客の旅行先の内訳は、沖縄本島は+2.1%、宮古島及び周辺離島は+3.0%、石垣島及び周辺離島は+1.8%となっているが、沖縄本島周辺離島は、2.4%となっている。

また、平成18年の主要離島への入域観光客数をみると、石垣島77万人(対平成14年比+25.9%)、宮古島40万人(同+16.8%)、久米島9.1万人(同+4.6%)、座間味村8.5万人(同5.6%)、渡嘉敷村10.5万人(同4.9%)となっており、リピーターの増加や離島人気の高まりを背景におおむね増加傾向にあるものの、沖縄本島周辺離島への入れ込みは伸びていない。

表省略

表省略

航路別入域観光客数

平成18年における航路別の入域観光客数は、東京方面214万人(対平成14年比+20.3%)、関西方面110万人(同+27.7%)、福岡方面68万人(同+10.2%)、名古屋方面49万人(同+27.1%)、その他方面が81万人(4.2%)となっている。

東京、関西、名古屋方面は、観光客全体に占める構成比も増加しており、都市圏からの観光客が増加傾向にある。

表省略

オ 年齢別消費額

本県における観光客1人当たりの県内消費額を年齢別に見た場合では、年齢が高くなるほど、1人当たりの総額と宿泊費、土産費、交通費が増加する傾向にある。また、娯楽費については、20代から40代が高くなっている。

<表省略>

カ 旅行参加費用

団体旅行やパッケージツアーにより本県を訪れた観光客のパック旅行参加費の分布を見ると、5万円未満の比率が27.0%と前年度より17.2ポイント減少し、10万円以上の比率が25.0%と同7.8ポイント増加しており、高価格帯の旅行商品へのシフトが見られる。これは、離島観光や体験型観光などの高付加価値旅行商品の充実等が考えられる。

<表省略>

(4) 旅行者の動向**ア 旅行形態**

旅行目的や旅行商品の多様化、旅行商品流通経路の高度化等に伴い、個人型旅行が増加し、団体旅行が減少傾向にある。パッケージ旅行と個人旅行の個人型旅行者は、平成15年においては75.4%となっている。

<表省略>

イ 同行者の推移

国内宿泊旅行の同行者の推移では、家族や友人・知人、1人が増加傾向にあり、職場・学校や地域・宗教・招待などの団体旅行が減少傾向にある。

また、同行者数の推移では、1人や4～5人までの少人数グループが増加し、大人数のグループが減少傾向にある。

<表省略>

本県においても、旅行形態の変化に並行し、会社グループが減少し、単身旅行や家族旅行などの少人数グループが増加しており、同行者も変化しつつある。

<表省略>

ウ 旅行目的の推移

国民の国内宿泊旅行の目的としては、「美しい自然・風景を見る」が最も多く、次いで「温泉での休養」、「旅行先の土地の郷土色豊かな料理等を食べる」の順となっ

外国人観光客の動向

本県を訪れる外国人観光客数は、近年、航空路線の廃止、SARS余波、定期クルーズ船の運休等の影響により、空路、海路ともに伸び悩んでいる。

今後、定期航空路線の開設、航空チャーター便及びクルーズ船の誘致等のほか、各国・地域の実情にあった、戦略的な誘客活動を行っていく必要がある。

表省略

本県を訪れる外国人観光客の国籍別内訳をみると、やや減少傾向にあるものの依然として台湾が最も多く、平成18年においては、特例上陸者（国際航路の乗務員などの一時上陸者等）を除く外国人観光客7万7千人のうち、4万1千人（構成比53.3%）を占めている。

表省略

イ 沖縄観光の主な特徴**来訪回数**

本県を訪れる観光客のうち、平成9年にビギナー（初回来訪者）とリピーター（再来訪者）の比率が逆転し、平成18年にはリピーターの比率が68.4%に達している。また、リピーターの中でも、45.2%が5回目以上の来訪回数であり、平成15年の41.8%より比率が増えており、増加傾向にある。

表省略

リピーター・ビギナーの比率を実際の入域観光客数のマーケット規模に推計すると、リピーターは著しく増加しているものの、ビギナーは減少傾向にある。

表省略

今後、少子高齢化が進むこと、ビギナーの実数減は将来の観光客全体の減少につ

ている。平成11年と平成15年の比較では、上位3項目について順位の変動はないものの、旅行目的が多様化している。

また、今後の国内旅行の主な目的についても、「美しい自然・風景を見る」が最も多く、以下「温泉での休養」、「旅行先の土地で郷土色豊かな料理等を食べる」となっており、過去1年間の旅行目的と比較し、上位3項目については変化は見られないものの、「家族と一緒に遊ぶ」や「のんびりとくつろぐ」、「その地で行われる「祭り」などのイベントを見る」等の項目が増加しており、今後の旅行目的についても多様化が見られる。

<表省略>

また、今後の海外旅行の主な目的としては、「美しい自然景観を見る」が最も多く、次いで「史跡・文化財・博物館・美術館などを巡り鑑賞する」、「海外旅行先で特色ある(珍しい)料理等を食べる」の順となっている。

平成11年と平成15年の比較では、順位の変動はないものの、「美しい自然景観を見る」や「のんびりとくつろぐ」などが増加し、「ショッピングをする」や「旅行先での特色ある行事などに参加する」などが減少している。

<表省略>

本県内での活動内容は、観光地めぐりなどの周遊型観光が最も多くなっているものの、ショッピングが増加するなど多様化が進展している。また、夏場の海水浴が中心であったものから、行祭事見学や保養・休養等も次第に増加しており、年間を通じた誘客と観光資源の掘り起こしが寄与しているとみられる。

<表省略>

エ 来訪回数の推移

年間の入域観光客数のリピーター(再来訪者)・ビギナー(初回来訪者)別の推移では、リピーターは著しく増加しているものの、ビギナーはやや減少傾向にある。

<表省略>

また、入域観光客に占めるリピーターの割合は、平成15年では61.9%となっており、リピーター化が進展している。また、リピーターの41.8%が5回以上の訪問回数となるなど、リピーターの中においても来訪回数が増加傾向にある。

<表省略>

一方、全国において沖縄県(那覇市)を旅行したことがある人の割合は、平成

ながることから、未来訪者マーケットの開拓が大きな課題となる。

全国消費者アンケート調査によると、国民の約60%はまだ沖縄を訪れておらず、また、以前に沖縄旅行を計画はしたが実際には沖縄へは来なかった人の割合が13パーセント、1回だけしか来たことがない人が25%いる。

表省略

平均滞在日数

本県を訪れる観光客の平均滞在日数は横ばいの傾向にある。平成18年度は3.80日であった。

滞在日数別の内訳は、以下のとおりである。2泊3日の比率が最も高く、41.3%となっている。

平成18年度

・日帰り	1.2%	(平成15年度	1.0%)
・1泊2日	12.1%	(同	9.7%)
・2泊3日	41.3%	(同	40.6%)
・3泊4日	29.3%	(同	33.4%)
・4泊5日	9.2%	(同	8.9%)
・5泊以上	6.9%	(同	6.4%)

体験滞在型観光メニューが増えてきており、また、離島観光の人気も高まってきているが、平均滞在日数は伸び悩んでいる。平均滞在日数を伸ばすことは、観光客一人あたり県内消費額を伸ばすことにもつながる。そのため、これまでのエコツーリズムの推進等のメニューに加え、アフターコンベンションの充実等、新たなメニューの開発が望まれる。

表省略

旅行形態

リピーター率の増加に伴い、「団体旅行、及び観光付きパック旅行」(添乗員付きでスケジュールのほぼ決まった旅行形態)が減少し、「フリープラン型パック旅行、及び個人旅行」(自由にスケジュールなどが組める旅行形態)が増加している。要因としては、旅行目的や旅行商品の多様化、旅行商品流通経路の高度化等もあると思われる。

「フリープラン型パック旅行、及び個人旅行」は、平成18年においては73.

14年では35.2%にとどまっております、新規需要の開拓が必要となっております。

<表省略>

オ 利用交通機関

観光客が滞在中に利用した交通手段としては、レンタカーが41.5%と最も多く、以下、バス39.4%、タクシー38.9%となっております。月別では、6月はタクシーが45.3%と最も多く、家族旅行が多い8月ではレンタカーが56.7%となっており、修学旅行などの団体旅行が多い11月と2月ではバスが最も多くなっています。

<表省略>

(5) 航空路線

観光客が本県を訪れる際に利用している交通手段としては、空路が圧倒的に多く、航空路線の拡充や航空運賃の低減などにより、年々増加傾向にある。平成16年においては、空路による入域観光客数は全体の98.0%となっている。

ウ 航空路線

<表省略>

ア 国内航空路線の推移

本県への航空路線は現在32路線で、主要路線における便数や提供座席数の増加、離島路線における便数の増加などにより拡充が図られ、入域観光客数の増加に貢献している。

<表省略>

イ 国際航空路線の推移

国際定期航空路線は、台北路線に就航していた航空会社2社のうち1社が平成14年4月に運休したことにより便数が減少し、また香港路線が平成15年から運休となった。一方、平成15年6月20日からマニラ路線が開設されている。さらに、10月からは、週2便で運航していた上海路線が台北からのトランジット客の便を図るため、週7便(毎日)運航へと増便されている。

<表省略>

(6) 宿泊施設

3%となっている。

表省略

旅行目的の推移

平成18年度の本県における活動内容は、年間を通してみると、「観光地めぐり」などの周遊型観光が最も多くなっているものの、夏場については、「海水浴・マリンスポーツ」が一番多くなっている。また、「ショッピング」、「沖縄料理を楽しむ」及び「保養・休養」の活動も、選ばれる比率が高くなっている。

表省略

また、リピート回数が増えるにつれ、ダイビング客の割合が高くなっている。

表省略

ウ 航空路線

観光客が本県を訪れる際の交通手段

観光客が本県を訪れる際に利用している交通手段としては、空路が圧倒的に多く、航空路線の拡充や航空運賃の低減などにより、さらに空路の占める割合が増加傾向にある。

平成18年においては、空路による入域観光客数は全体の98.9%に達している。

表省略

国内航空路線の推移

県外から本県への航空路線は、現在34路線まで拡充されている。また、主要路線を中心に増便等により提供座席数が増加しており、入域観光客数の増加に貢献している。

表省略

本県の宿泊施設数は、平成16年10月現在28,303室で、入域観光客数の増加に伴い、着実に整備が進められている。また、旅行形態や旅行ニーズの多様化に対応し、宿泊施設の形態も多様化が進みつつある。しかしながら、ピーク期におけるオーバーブッキングや離島志向の高まりによる離島での宿泊施設の不足など、さらなる宿泊施設の整備が必要となっている。

<表省略>

本県の宿泊客室数は、若干のタイムラグはあるものの、入域観光客数及び航空座席数の増加とほぼ並行的に推移してきた。

<表省略>

3 県内観光産業の現状

(1) 売上高の状況

県内観光関連事業者を業種別に見た場合、「宿泊施設」や「交通機関」、「旅行会社」において大規模事業者の割合が高く、「飲食店」と「観光施設」においては小規模事業者の割合が高くなっている。地区別では、那覇市において大規模事業者の割合が高くなっている。

<表省略>

また、売上高に占める「最も主要な観光部門の売上」比率は全体平均で79.4%となっており、また、「最も主要な観光部門の売上」に占める「観光客」の割合は同82.4%、「観光客」に占めるリピーター比率は同27.0%となっている。業種別では、「宿泊施設」と「観光施設」において観光客の比率が高く、「物販施設」において、観光客に占める県内客の比率が高くなっている。

<表省略>

また、観光売上げの過去3年間での増減傾向については、「増えた」が49.2%と約半数が増加している。しかし、消費単価では「減った」がの合計が44.6%、マージン率では同29.1%と減少傾向にある。業種別では、「宿泊施設」と「物販施設」において売上高と消費単価の減少が多く、「観光施設」と「旅行会社」においてマージン率の減少が多くなっている。

国際航空路線の推移

沖縄と海外を結ぶ国際航空路線は、平成19年12月31日現在、台北、ソウル、上海の3路線となっている。

マニラ路線は、平成19年8月から運休となった。

表省略

エ 県内陸上交通機関

平成18年度に観光客が滞在中に利用した交通手段としては、レンタカーが約半数に達しているが、路線バスの利用率は低くなっている。また、観光バスの利用率は季節変動が大きくなっている。

表省略

レンタカー

本県を訪れる観光客が最も利用している交通機関がレンタカーであり、登録台数などは、年々増加傾向にある。しかし、利用単価については、依然、減少傾向にある。

レンタカーについては、レンタカーデポの利用促進、カーナビシステムにおける情報更新、観光案内標識の充実、観光地付近における駐車場の確保等、様々な課題がある。平成19年9月から、日本と台湾の運転免許証の相互使用が開始された。

表省略

貸切バス

貸切バスについては、修学旅行の増加による利用ニーズは高いものの、旅行形態が個人旅行化している中であって、利用者数は減少傾向にある。特に、前出のように、季節変動が大きくなっている。

表省略

<表省略>

(2) 雇用の状況

回答事業者の平均従業員数は49.1人で、そのうち沖縄県民は43.6人となっている。また、過去3年間の従業員数の増減傾向は、「増加」が54.6%となっているものの、平均増減人数では1人となっている。業種別では、「物販施設」において増加事業所数、増加人数ともに多くなっているが、「交通機関」においては、増加事業所数が57.1%にもかかわらず、人数では9.1人の減少となっている。

<表省略>

(3) 原材料仕入れ先等の状況

原材料や商品の仕入れ先比率は、「県内」が81.6%、「県外」が12.8%、「海外」が4.0%となっている。また、県内からの仕入に占める県産品の比率は平均で60.7%となっており、売上高全体に占める県産品の比率は平均で49.5%となっている。

<表省略>

(4) 県産品比率の増減傾向

原材料や商品に占める県産品の過去3年間の増減傾向は、全体では「増えた」と「少し増えた」の合計は28.0%で、「減った」と「少し減った」の合計8.6%を上回っている。

また、業種別では「宿泊施設」と「物販施設」が高く、地区別では「北部」と「離島」が高くなっている。

<表省略>

(5) 観光土産品

観光客一人当たりの県内消費額から推計した県内の土産品市場規模は、平成15年では約856億円となっており、商品分類別では食品(菓子)が51.4%と最も多い。また、県産品の売上比率は71.7%となっており、県産土産品の市場規模は約614億円と推計される。

<表省略>

(6) 交通機関**ア レンタカー**

本県を訪れる観光客が最も利用している交通機関がレンタカーであり、登録台数

オ 宿泊施設

本県の宿泊施設は、平成18年10月現在1,022軒あり、客室数は32,320室、収容人員は80,746人となっている。入域観光客数の増加に伴い着実に整備が進められており、特に平成17年以降の増加が著しい。

施設形態規模別にみると、民宿等が増え、小規模のホテル・旅館の減少がみられる。観光客のニーズに対応したもののだが、今後の観光の動勢によっては、競争が激化する懸念がある。

表省略

表省略

本県の宿泊客室数は、若干のタイムラグはあるものの、入域観光客数及び航空座席数の増加とほぼ並行的に推移してきた。

表省略

カ 本県経済における観光の位置づけ**観光客1人当たりの県内消費額の推移**

本県における観光客一人あたり県内消費額は、全国的な景気の低迷やデフレによる旅行商品低価格化などにより、回復基調にはあるが、依然として伸び悩んでいる状況にある。

表省略

a 費目別消費額

費目別内訳については、「宿泊費」が24,306円(構成比33.4%)と最も高く、以下、「土産費」17,627円(同24.2%)、「飲食費」14,512円(同19.9%)、「交通費」7,962円(同10.9%)、「娯楽費」6,250円(同8.6%)、「その他費」2,140円(同2.9%)となっている。

飲食費、その他費及び娯楽費は前年より増加しているものの、土産費、交通費及び宿泊費は前年より減少している。交通費の減少要因としては、レンタカーなどの利用単価の減少が挙げられる。

表省略

b 季節別消費額

や概算貸渡し金額（県内全体のレンタカー市場規模に相当）などは、年々増加傾向にある。しかし、利用単価については、減少傾向にある。

<表省略>

イ 貸切バス

貸切バスについては、修学旅行の増加による利用ニーズは高いものの、旅行形態が個人旅行化している中であって、利用者数は減少傾向にある。

4 観光の経済波及効果

(1) 県外受取

平成14年度における観光収入は3,513億円となっており、県外受取に占める割合は全体の15.2%で、前年度と比較して0.8ポイント減少した。

<表省略>

(2) 経済波及効果

平成12年における県外からの入域観光客数は452万人、県民の県内旅行客数は753万人で、沖縄県内での旅行消費額は5,159億円と推計される。このうち県外観光客は4,149億円で全体の約8割を占める。

旅行消費による経済波及効果（生産波及効果）は、7,281億円となり、沖縄経済の13.5%に相当する。また、雇用波及効果は81,500人に及び、本県全体の14.7%に相当する。

<表省略>

本県における観光客1人当たりの県内消費額を季節別に見た場合では、需要の高い夏場が1人当たりの総額では最も高くなっている。費用項目別では、土産費は高齢者の割合が相対的に多い冬場に高く、娯楽・入場費はマリンレジャーを目的としている夏場が高くなっている。また、宿泊費と飲食費は、平均滞在日数が長い夏場に高い。

表省略

c 旅行形態別消費額

本県における観光客1人当たりの県内消費額を旅行形態別に見た場合では、近年の主流であるフリープラン型パック旅行が1人当たりの総額では最も高くなっている。個人旅行は滞在日数が長いいため飲食費と交通費が高く、観光付きパック旅行については初めてや来訪回数の少ない観光客が多いため、土産・買物費が特に高くなっている。

表省略

d 来訪回数別消費額

本県における観光客1人当たりの県内消費額を来訪回数別に見た場合では、来訪回数の増加に比例し滞在日数も増加する傾向にあるため、リピーター化の進展に伴い1人当たり消費額が増加する傾向にある。しかし、「4回」や「5～9回」以上の来訪回数になると逆に、消費額は減少している。

一方、土産費は、初めての観光客が一番高く、来訪回数の増加に反比例し減少する傾向にある。

また、リピーターの増加は、安定的な観光客数の増加に寄与しているが、リピーターは、県内消費額が低く、その増加が観光収入の伸び悩みにつながっているとも言われている。

表省略

e 年齢別消費額

本県における観光客1人当たりの県内消費額を年齢別に見た場合では、年齢が高くなるほど、1人当たりの総額と娯楽・入場費以外の費目について増加する傾向にある。また、娯楽費については、20代から40代が高くなっている。

表省略

f 旅行参加費用

団体旅行やパッケージツアーにより本県を訪れた観光客の旅行参加費を見ると、平成15年と比べると、4万円未満がやや減少しており、5～6万円台がやや増加している。

表省略

観光収入の推移

本県における観光収入は、順調な入域観光客数の伸びに支えられ、観光客一人あたり県内消費額は伸び悩んでいる状況にあるが、増加している。

平成18年には初めて、4千億円を突破した。

表省略

<観光収入の推移>

平成15年 3,754億円(前年比 +8.3%)

平成16年 3,632億円(前年比 -3.2%)

平成17年 3,983億円(前年比 +9.7%)

平成18年 4,104億円(前年比 3.0%増)

県外受取

平成16年度における観光収入は3,715億円となっており、県外受取に占める割合は全体の15.6%で、前年度と比較して0.1ポイント増加した。産業としては最も高い割合であり、県経済の自立にとって重要な地位を占めている。

表省略

経済波及効果(平成16年度)

平成16年における県外からの入域観光客数は515万人、県民の県内旅行客数

は640万人で、沖縄県内での旅行消費額は4,549億円と推計される。このうち県外観光客は3,651億円で全体の約8割を占める。

旅行消費による経済波及効果（生産波及効果）は、6,903億円となり、沖縄経済の11.7%に相当する。また、雇用波及効果は78,850人に及び、本県全体の14.2%に相当する。

表省略

3 沖縄観光客満足度調査

ア 旅行前の期待度

「沖縄の海の美しさ」「沖縄らしい風景」で、特に“期待した”比率が高く、約9割となっている。重要な観光資源であることがわかる。これに比べ観光メニュー関係（土産品、観光施設、スポーツ・レジャー）は相対的に“期待した”比率は低くなっている。「食事」「宿泊施設」は比較的高い比率となっている。

また、「自然環境の保全状況」に関する期待度は、5割程度であり、低くなっている。

表省略

イ 旅行の満足度

「沖縄らしい風景」「沖縄の海の美しさ」という沖縄の観光資源に対しては、「旅行全体」よりも高い満足度の点数となっている一方で、「自然環境の保全状況」は、相対的に点数が低い。また、「観光施設入場や文化体験」「食事」「宿泊施設」「土産品」などの観光メニューにおいても相対的に点数が低くなっている。

交通関係については、特に点数が低くなっており、「路線バスの便数」「渋滞状況」などは、約4割が不満を感じている状況である。

表省略

ウ 期待度と満足度

「沖縄の海の美しさ」「沖縄らしい風景」は、期待度、満足度ともに高いが、「食事」や「自然環境の保全状況」は、期待度と満足度のギャップが他に比べ大きくなっている。

表省略

(旧) 第2次沖縄県観光振興計画 (平成17～19年度)						(新) 第3次沖縄県観光振興計画 (案) (平成20～23年度)						備考
<p>5 観光振興指標の実績</p> <p>第1次沖縄県観光振興計画で設定した観光振興指標の目標年次における実績又は実績見込みは次表のとおりである。入域観光客数については計画目標を達成した。一方、観光客一人当たり県内消費額及び観光収入は目標を下回る見込みである。</p>						<p>4 観光振興指標の実績</p>						
指 標	単位	平成13年	平成15年	平成16年		成果指標	単位	平成13年	平成16年		平成19年	
		(基準)	(実績)	目標	実績・見込み			(基準)	目標	実績	目標	実績・見込み
入域観光客数 (うち外国人観光客数)	万人	443 (20)	508 (10)	510 (23)	515 (13)	入域観光客数 (うち外国人観光客数)	万人	443 (20)	510 (23)	515 (13)	580 (25)	587 (17)
観光客一人当たり県内消費額	千円	85	74	94	74	観光客一人当たり県内消費額	千円	76	94	70	80	74 ※1月～9月
観光収入 (名目値)	億円	3,782	3,754	4,800	3,800	観光収入 (名目値)	億円	3,390	4,800	3,632	4,800	4,329 ※見込み値
平均滞在日数	日	3.66	3.93	3.73	3.80	平均滞在日数	日	3.66	3.73	3.72	4.10	3.71 ※1月～9月
国内会議・国際会議等開催件数 (うち国際会議等)	件/年度	587 (32)	687 (23)	610 (40)	590 (30)	コンベンション開催件数 (うち国際会議等)	件/年度	587 (32)	610 (40)	649 (35)	730 (45)	591 (15) ※4月～11月
スポーツコンベンション数	件/年度	206	174	220	190	コンベンション県外・海外参加者数 (うち国際会議等)	人	48,721 (9,313)	—	55,473 (13,274)	63,000 (11,000)	47,686 (3,885) ※4月～11月
宿泊施設客室数	室	23,781 (平成12年)	27,533	26,500	28,303	スポーツキャンプ・合宿数 (参加者人数)	件/年度 (人)	196 (6,820)	220	192 (5,221)	220 (7,300)	279 (4,765) ※平成18年

観光情報アクセス件数 (OCVB「真南風プラス」)	万件 /月	3.0	14.9	5.0	※ 13.0
クルーズ船の寄港回数 (うち定期船)	回	85 (63)	72 (47)	90 (-)	※ 82 (69)

※平成16年の入域観光客数、宿泊施設客室数、観光情報アクセス件数及びクルーズ船の寄港回数は実績値である。

宿泊施設客室数 (収容人員)	室 (人)	23,781 (60,078) (平成12年)	26,500	28,303 (71,062)	31,200 (81,100)	32,320 (80,746) ※平成18年
観光情報アクセス件数 (OCVB 真南風プラス)	万件 /月	3.0	5.0	13.0	18.0	38.5 ※確定値
クルーズ船の寄港回数 (うち定期船)	回	85 (63)	90	82 (69)	90 (75)	58 (42) ※確定値
リゾートウエディング 実施組数	組	1,100	—	3,500	7,500	7,000 ※見込み値

(1) 入域観光客数 (外国人観光客数)

平成16年の入域観光客数は517万人となり、計画目標の510万人を上回った。一方、海外から国内を経由せず直接沖縄に入った外国人観光客数は13万人で、目標の23万人を下回った。

国内観光客については、年後半において台風等の自然災害の影響を受けたものの、全国的な健康ブームや「癒し」へのニーズの高まりを背景に、TVドラマ等各種メディアにおいて沖縄の音楽、芸能、文化及び食材等が取り上げられたことにより、高まった沖縄への関心や人気が続いたこと、中学校を中心とする修学旅行の増加、官民あがての誘客キャンペーンの展開などにより計画目標を達成した。

一方、外国人観光客については、国のビジット・ジャパン・キャンペーンと連携した誘客活動を展開しているものの、東南アジアのリゾート地と比較してコスト面で競争力が弱いことやピーク時における提供可能な客室数の不足等、県内の外国人観光客の受入体制が十分整っていないこと及び那覇・香港路線の運航休止などから伸び悩んでおり、基準年をも下回る結果となった。

国別には、最もシェアの高い台湾については、平成11年をピークに減少が続いており、平成15年にSARSの影響により前年比で半減し、16年もその影響から回復していない状況にある。韓国については、ハネムーンツアー等の取り組みにより入域者数は着実に増加しつつある。中国については、平成15年はSARSの影響により減少したが、平成12年の上海—那覇路線の開設以降、着実に増加している。

(1) 入域観光客数 (外国人観光客数)

平成19年の入域観光客数は〇〇〇万人となり、計画目標の580万人を上回り、過去最高の記録となった。

そのうち、海外から国内を経由せず直接沖縄入りした外国人観光客数は〇〇万人で、目標の25万人を下回ったものの、平成18年の落ち込みから大きく回復した。

国内観光客については、沖縄への関心や人気が続いていることを背景に、新規航空路線の開設や増便による航空輸送能力の増加、宿泊施設の増加・質の向上、魅力のある観光施設の設置、官民あがての誘客キャンペーンの展開などにより計画目標を達成した。

外国人観光客については、ビジットジャパンキャンペーンと連携した、台湾・韓国・中国・香港を重点地域とする誘客・宣伝活動を積極的に展開した結果、定期クルーズ船の復活や香港・台湾、韓国等からのチャーター便の増加などにより、概ね好調に推移している。

国別では、台湾については、定期クルーズ船の運航再開や航空会社とタイアップした誘客キャンペーンの展開により、平成18年の落ち込みから順調に回復している。韓国については、平成18年に初めて入域観光客数1万人を突破し、冬場の誘客に強みを見せるなど、さらなる伸びが期待される。香港については、戦略的な誘致活動の結果、多数のチャーター便が就航するなど、定期便の復活に向けて大きく前進した。中国については、トップセールスの展開などにより、着実に成果を上げつつある。

(2) 観光客一人当たり県内消費額

平成15年の観光客一人当たり県内消費額は7万4千円にとどまっており、16年も前年をやや下回る水準で推移していることから、計画目標の9万4千円を下回る見込みである。

観光消費額は平成15年から回復の兆しが見られるものの、デフレによる旅行商品の低価格化や全国的な個人消費の減少等を背景に宿泊費や交通費等の単価が低迷したこと及びリピーターの増加等により土産費の下落が続いたことなどが減少要因とみられる。

また、リピーターや家族連れが増加等客層の変化や団体周遊型から個人旅行・体験型へと旅行形態が変化していく中で、新しい旅行ニーズに対応した付加価値の高い商品やサービスを十分提供することができていないことも消費額が伸び悩んでいる要因と考えられる。

(3) 観光収入（名目値）

平成15年の観光収入は、国内からの入域観光客数は好調に推移したものの、観光客一人当たり県内消費額が低迷したため3,754億円にとどまり、16年も消費額が低迷していることから目標の4,800億円を下回る見込みである。

(4) 平均滞在日数

観光客の平均滞在日数は、エコツーリズム等の体験滞在型観光の取り組みが各地で進んできたことや、リピーターの増加等を背景に離島観光の人气が高まったことなどから、平成13年から増加傾向に転じ、平成15年は3.93日となり、16年も目標の3.73日を上回る見込みである。

(5) 国内会議・国際会議等開催件数

国内会議・国際会議等の開催件数については、2000年の九州・沖縄サミット開催によりコンベンション開催地としての本県の魅力が広く知られたことや国及び関係団体等と連携した誘致活動の成果により増加傾向にあり、平成15年度は687件となったが、16年度はやや低調で計画目標の610件を下回る見込みである。

国際会議については国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議と連携するなど、誘致活動を展開したものの、国際航空路線が少ないというアクセスの利便性の問題や宣伝PRがまだ不十分であることなどにより、減少しており1

(2) 観光客一人当たり県内消費額

平成18年の観光客一人当たり県内消費額は7万3千円となっている。回復基調にはあるものの、依然、伸び悩んでいる状況にあり、また、平成19年（1月～9月）については、速報値ベースで前年同期比でやや下回る水準で推移している。計画目標の8万円を下回る見込みである。

沖縄型特定免税店空港外店舗の開店などによるリゾートショッピングの進展、また、食への関心の高まりにより、土産費や飲食費は増加傾向にあるものの、宿泊費については、宿泊特化型宿泊施設の増加、滞在日数の伸び悩みなどにより、減少傾向にある。全国的な旅行商品の低価格化が定着していること、個人消費の低迷、観光地間の競争の激化等が、観光客一人当たり県内消費額が回復基調にはあるものの、伸び悩んでいる状況の要因であると思われる。

なお、県においては、より、観光客一人当たり県内消費額の推計精度を上げるために、平成12年度と平成14年度に推計手法等を変更を行い、また、平成17年度には、その変更により失われた連続性を回復するために平成13年度以前の観光客一人当たり県内消費額の見直しを行っている。

(3) 観光収入（名目値）

観光客一人当たり県内消費額は、依然、低位にあるものの、順調な観光客数の伸びに支えられ、平成18年の観光収入は、初めて、4千億円を突破した。平成19年（見込み値）の観光収入についても、観光収入は増加する見込みであるが、計画目標の4,800億円は下回る見込みである。

なお、観光収入についても、(2)観光客一人当たり県内消費額と同様に遡及修正を行っている。

(4) 平均滞在日数

平成18年度の観光客の平均滞在日数は、3.80日であった。体験滞在型観光の取り組みが各地で進んでいること、また、リピーター率の増加等を背景に離島人气が高まっているが、平均滞在日数は横ばいの状況である。

平成19年（1月～9月）の平均滞在日数についても、速報値ベースで前年同期比でやや下回る水準で推移しており、計画目標の4.10日を下回る見込みである。

(5) コンベンション開催件数

コンベンションの開催件数は、2000年の九州・沖縄サミット開催によりコンベンション開催地としての本県の魅力が広く知られたことや国及び関係団体等と連携した誘致活動の成果により年々増加傾向にあり、平成18年度は704件であったが、平成19年度は低調で、計画目標の730件を下回る見込みである。

国際会議については、国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議と連携するなど、誘致活動を展開したものの、国の関与する国際会議の減少及び海外へのPR不足等から目標値45件の達成は厳しい状況にある。

6年における目標値40件の達成は厳しい状況にある。

(6) スポーツコンベンション数

スポーツコンベンションの開催件数は平成14年度に減少したものの、プロ野球をはじめ、Jリーグ、陸上競技など各種スポーツ合宿の定着等により15年度は増加に転じた。平成16年度はアテネオリンピックに向けた柔道、サッカー、ボート競技等の合宿が実施されたことや、プロ野球新球団のキャンプが初めて実施されることなどから、目標の220件を達成する見込みである。

(7) 宿泊施設客室数

宿泊施設については入域観光客数の増加や那覇都市モノレールの開業等を背景にホテルの建設や増築及び再開業が相次いだため客室数が大きく増加し、平成15年の時点で計画目標の26,500室を上回る27,533室となり、16年は引き続き新規ホテルの開業が続いたためさらに増室となる見込みである。

(8) 観光情報アクセス件数

沖縄観光コンベンションビューローのホームページ「真南風プラス」への情報アクセス件数は、沖縄人気の拡大や入域観光客数の増加及び情報内容の抜本的な拡充や外国語による情報発信等の機能向上を背景に大幅に増加し、平成15年の月平均アクセス数は14万9千件に達し、計画目標の月平均5万件を大きく上回っており、16年もさらにアクセス件数は増大する見込みである。

(9) クルーズ船の寄港回数

クルーズ船の本県への寄港については、沖縄県クルーズ促進連絡協議会を設置して受入体制の整備等に取り組んできたが、平成15年は台湾でSARSが発生し、県としてクルーズ船寄港の自粛を船舶会社に要請したため減少となった。16年は、定期クルーズ船が14年の実績に及ばなかったものの、不定期船が増加したため、計画目標の90件を上回る見込みである。

(6) コンベンション県外・海外参加者数

コンベンション県外・海外参加者数は、平成18年度には「世界のウチナーンチュ大会」等が開催され、約7万3千人と目標を超えたが、平成19年度は、コンベンション開催件数が低調なこと及び大規模会議の開催が少ないことから、目標を下回る見込みである。

(7) スポーツキャンプ・合宿数

スポーツキャンプ・合宿数は、平成14年度以降、市町村が積極的に誘致活動を行ったことやPR効果の高いプロ野球春季キャンプが2チーム増えたことによる波及効果などにより予測を上回るペースで増え、平成18年度は目標の220件を上回る279件に達した。

平成19年度もスポーツキャンプ・合宿数は順調に推移すると思われることから、目標を達成する見込みである。

(8) 宿泊施設客室数

宿泊施設については、入域観光客数の増加を背景に、ホテルの新規開設等が相次いだため客室数が大きく増加し、平成18年10月1日時点で計画目標の31,200室を上回る32,320室となった。

収容人員についても、平成18年10月1日時点で計画目標の81,100人をほぼ達成し、80,746人となった。

(9) 観光情報アクセス件数

沖縄観光コンベンションビューローのホームページ「真南風プラス」への情報アクセス件数（訪問者数）は、全国的なインターネットの普及や沖縄人気の拡大、本県への入域観光客数の増加及び「沖縄観光共通プラットフォーム構築事業（平成15、16年度）」の実施による情報内容の拡充や外国語による情報発信等の機能向上を図ったことなどにより大幅に増加している。

平成19年の月平均アクセス数は38万5千件に達し、計画目標の月平均18万件を大きく上回った。

(10) クルーズ船の寄港回数

クルーズ船の本県への寄港については、昨年4月から運休していた定期船の運航が再開し、これまで就航していた「スーパースタージェミナイ」（19,093 t、716名乗り）の2倍の収容能力をもつ「スーパースターリブラ」（42,000 t、1,480名乗り）が運航することになった。

定期船は7月～11月にかけて計42回寄港しているほか、欧米国籍の大型不定期船も就航し、計58回延べ3万人余が沖縄を訪れている。

	<p>(11)リゾートウエディング実施組数 <u>「沖縄リゾートウエディング」の実施組数は、新たにチャペルが2カ所新設されたこと及び国内一のリゾートウエディングエリアとして人気が高まっていることから、平成18年の6,050組を上回る7,000組となった。</u></p>	
--	---	--

(旧) 第2次観光振興計画計画 (平成17～19年度)	(新) 第3次観光振興計画 (平成20～23年度)	備 考
<p>6 沖縄観光の課題 <u>沖縄観光の課題を次のとおり整理する。</u></p> <p>(1) <u>質の高い沖縄観光の実現 [付加価値を高める]</u></p> <p>ア <u>付加価値の高い旅行商品の開発・提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域資源や特性を活用した体験・滞在型観光の推進</u> ・ <u>観光資源の発掘・創出、旅行商品・プログラムの開発</u> ・ <u>効果的な誘客プロモーションの展開</u> ・ <u>離島観光の活性化等</u> <p>イ <u>地域総体としての魅力の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>受入体制の整備</u> ・ <u>観光インフラの整備 (ハード・ソフト)</u> ・ <u>自然環境の保全・再生</u> ・ <u>観光・リゾート地にふさわしい良好な景観の形成</u> ・ <u>産業間連携の強化</u> <p>ウ <u>コンベンションの誘致強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国際会議、企業インセンティブツアー及びスポーツコンベンションの誘致強化と受入体制の整備</u> ・ <u>コンベンション関連施設の拡充、アフターコンベンション対策の強化等</u> <p>(2) <u>国際観光の推進 [国際化を進める]</u></p> <p>ア <u>誘客・宣伝の強化及び旅行商品の開発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>海外における誘客・宣伝の強化</u> ・ <u>外国人向け旅行商品開発の促進等</u> <p>イ <u>受入体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>外国語が堪能な人材の利活用の促進、公共交通機関等における外国語表記の充実、国際航空路線網の拡充、国際線旅客ターミナルの整備等</u> <p>(3) <u>オフシーズン対策の強化 [観光ボトム期の底上げ]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>イベントの開発</u> ・ <u>中学生修学旅行の誘致強化</u> ・ <u>リゾートウエディングの展開等</u> <p>(1) 質の高い沖縄観光の実現 <u>「質の高い沖縄観光の実現」が最も重要な課題であり、良質で付加価値の高い旅行商品の開発・提供や地域総体としての魅力の向上及びコンベンションの誘致強化</u></p>	<p>5 沖縄観光の課題 (1) 第3次計画作成にあたっての課題認識 ア 質の高い沖縄観光の実現</p> <p><u>第2次沖縄県観光振興計画においては、「質の高い沖縄観光の実現」、即ち沖縄観光の付加価値を高めることを最も大きな課題として、体験滞在型観光や離島観光の推進、観光関連産業の人材育成、観光のバリアフリー化の促進など受入体制の整備、コンベンションの誘致、積極的な誘客プロモーションの展開などを推進してきた。</u></p> <p><u>しかしながら、第2次計画がスタートした平成17年以降、沖縄の入域観光客数は、順調に増加し平成19年には、目標指標に達する 万人を記録した一方で、観光客一人あたりの県内消費額は、依然伸び悩んでおり、目標指標より低位にある。</u></p> <p><u>また、観光客の満足度は、美しい海、沖縄らしい風景など観光資源に対する高い満足度に比べ、観光施設、食事等の観光内容についての満足度は相対的に低い状況にある。</u></p> <p><u>第3次計画においても、引き続き「質の高い沖縄観光の実現」に向け、沖縄観光の付加価値を高めること、及び観光客の満足度を高めることに重点を置いた取り組みが必要である。</u></p> <p><u>一方近年、県内では低価格の宿泊施設の新設が急激に進んでおり、今後も増加が見込まれていることから、さらに、価格による選別が厳しさを増す可能性があり、既存中小ホテル業の経営基盤の強化や経営革新を促す必要がある。</u></p> <p><u>また、付加価値と観光客の満足度が高い、質の高い観光を実現するためには、これを支える人材の育成確保が重要である。</u></p> <p><u>しかしながら現況は、高失業率のなかにもありながら、観光関連産業の求人は多いものの、県内若年者の観光関連業界への就職意欲が低く、さらに、就職後の定着が悪いとの指摘があり、引き続き若年層の観光関連産業への就業促進、定着対策の充実に努めるとともに、観光関連中小企業経営者の人事管理、人材育成に対する意識改善やスキル向上を促す必要がある。</u></p> <p><u>平成19年における入域外国人観光客数は、約 万人で、前年に比べ、大幅に増加したが、依然、全観光客の . %に止まり、目標指標を大きく下回っている。</u></p> <p><u>現在、国においては観光立国を掲げ外国人観光客の我が国への誘客にさらに積極的に取り組んでいる。また、アジア・ゲートウェイ構想に基づき、外国航空会社による地方空港への路線開設、増便等について、自由化交渉の妥結前でも暫定的に認めるなど、条件整備を進めている。</u></p>	<p>第3章（観光振興基本方向）及び第4章（観光振興施策の展開）の大きな5項目にあわせて課題を整理</p>

を図り、観光客の平均滞在日数や県内消費額を増加させるとともに、新たな顧客の開拓及びリピーターの満足度を高めるための取り組みを強化する必要がある。

ア 付加価値の高い旅行商品の開発・提供

地域特有の伝統文化や自然環境等の資源を活用したエコツーリズムや健康保養型観光など体験・滞在型観光の開発と商品化を引き続き推進するとともに、音楽や芸能を活用したエンターテインメントの充実を図る必要がある。

また、「リゾート・ウェディング」や「リゾート・ショッピング」など新たな沖縄観光の魅力に関するプロモーションの強化やその関連分野への波及効果の拡大を図るとともに、各種体験・学習プログラムやシニア向け旅行商品の開発・充実を図り、新規旅行マーケットの開拓及びリピーターの満足度を高めることが求められている。

さらに、旅行ニーズが高くなっている離島観光の強化とその持続的発展を図るため、環境に配慮した地域の個性豊かな観光メニューの充実や人材の育成、関係機関が連携した受入体制の整備及び情報発信を促進し、離島観光の活性化を図る必要がある。

イ 地域総体としての魅力の向上

受入体制の整備

観光客の満足度を高め、再訪を促進するためには、県内における受入体制の整備が重要となる。そのため、観光業界において質の高いサービスを提供できる人材の育成や観光客をあたたかく迎える県民意識の向上を図る必要がある。

また、きめの細かい観光情報の発信、台風時における観光客への対応の強化、ハード・ソフト両面におけるバリアフリー化など障害者や高齢者も含め全ての人々が安心して旅行できるような環境づくりの促進、多様なニーズに対応した宿泊施設の充実、映画等のロケーション受入体制の強化などが求められている。

さらに、観光客の現状や動向、旅行ニーズを的確に把握する観光統計調査やマーケティングの充実を図るとともに、調査等の結果が有効活用できるような環境整備が必要である。

観光インフラの整備（ハード・ソフト）

離島・島嶼県である本県においては、アクセスの拠点となる空港及び港湾の整備は重要な課題であり、那覇空港の整備やクルーズ船対応の港湾整備、離島空港・港湾の整備を図る必要がある。

また、交通機関の連携による乗り継ぎの円滑化、共通乗車船券の発行等による観光客の移動利便性向上が求められている。

さらに、旅行形態や旅行目的の多様化、リピーター化の進展、離島志向の高まりなどにより、観光客の訪問先は年々広がりを見せており、交通情報の充実や観光地へのアクセス道路、観光案内標識、駐車場や休憩所の整備等に関する需要も高まっている。

また、我が国における少子高齢化の進展により長期的には国内マーケットの大幅な拡大が望めない中、経済成長と相まって中国を中心とする東アジア地域において、大きな観光市場が創出されつつあり、沖縄観光にとっても有望な市場になると見込まれる。

このような中で、本県の外国人観光客の受入体制は、ハード・ソフト両面で不十分であり、国際線旅客ターミナルビルの整備や国際クルーズに対応した専用バス・旅客ターミナルの整備を急ぐ必要があるほか、公共交通機関や案内標識等における外国語表記の充実、各面での対応人材の育成・確保など、国際的な観光・リゾート地にふさわしい受入体制を整備する必要がある。

また、海外における沖縄観光の認知度は、依然低い状況にあり、東アジア有数の安全な海洋性リゾート地として知名度を上げるため、海外マーケットの実情に応じ効果的な宣伝活動を展開する必要がある。

イ 大きな飛躍に向けた基盤づくり

沖縄県は、沖縄振興計画に基づき2次にわたる分野別計画を策定し、自立型経済社会の構築に向け幅広い産業振興施策を展開してきた。

沖縄県の社会経済情勢の現状は、入域観光客数が好調に推移していることを背景に、県内景気は緩やかな回復基調にあるものの、県内総生産はやや伸び悩んでおり、また、依然として第1次・第2次産業の就業者比率は下降を続け、若年層を中心とした高い失業率や県民所得の格差の改善に進展が見られていない。

観光・リゾート産業には、引き続き県経済全体を牽引していくことが強く求められており、持続的な伸張を確保する必要がある。

平成18年12月、沖縄県は、観光・リゾート産業の大きな飛躍により、自立型経済の構築を着実に進めるため、「概ね10年後（平成28年）を目処に年間観光客数1,000万人を目指して観光の新たな展開を図ること」を新たな政策目標として掲げたことを踏まえ、第3次計画の策定においては、「沖縄観光の大きな飛躍に向けた基盤づくり」を基本的な課題のひとつとし、観光振興に取り組む必要がある。

本県の観光・リゾート産業を持続的に振興し、将来の大きな飛躍を実現するためには、空港・港湾・道路など関連社会インフラの整備はもとより、公共・民間の観光施設の整備、地域資源を活用した新たな観光メニューの創出促進など、国内外から多くの観光客を引きつけられる魅力ある観光地づくりの推進、新たなマーケットの拡大に向けた誘客宣伝活動の展開など、従来にも増して戦略的かつ重点的な観光振興施策の展開が必要である。

また、持続的に観光・リゾート産業を振興していくためには、豊かな自然環境や沖縄らしい風景、県民の生活環境、地域に根付いている文化などの保全と調和の取れた観光振興施策を確立することが、重要な課題である。

さらに、沖縄観光の持続的な伸張を図るためには、年間を通して季節変動の少ない通年型の観光を実現することが必要である。

自然環境の保全・再生

本県の亜熱帯海洋性の美しい自然環境は、県民の貴重な財産であると同時に重要な観光資源でもあり、沖縄観光の持続的な発展を図るためにも、その保全は重要な課題である。

また、近年はオニヒトデの大量発生によるサンゴ礁への被害やマングースなど外来生物による本県独自の生態系への影響などが生じており、自然環境の再生に関する課題も重要度を増している。

観光・リゾート地にふさわしい良好な景観の形成

「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを進めていく上で、良好な景観は重要な要素であり、道路沿線の緑化や電線類の地中化など観光・リゾート地にふさわしい良好な景観の形成を図る必要がある。また、赤瓦の保存・活用など沖縄らしいまち並みづくりや面としての一定の広がりをもった観光・リゾート地の形成が求められている。

産業間連携の強化

観光は総合産業であり、観光消費の生産や雇用など本県経済への波及効果のさらなる拡大が求められている。そのため、地産地消への取り組みや県産食材の観光事業所における利用の促進、魅力ある観光土産品の開発と販路拡大を図る必要がある。

また、健康保養型観光と健康関連サービス業との連携、地域の産業・技術を観光資源として活用する産業観光の推進等、観光と関連産業との連携強化が大きな課題となっている。

ウ コンベンションの誘致強化

コンベンションは経済波及効果が高く、また、今後の新たなマーケットとしての成長が見込まれるため、国、市町村、関係団体及び観光業界との連携の下、積極的な誘致活動を展開するとともに、各種インセンティブの充実や専門会社及び人材の育成など受入体制のさらなる充実を図る必要がある。

また、アフター・コンベンションのメニューの拡充を図るとともに、沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館については、周辺地域へのコンベンション支援施設の一層の集積やこれらと一体的・有機的な施設の整備・拡充を行うことが課題である。

(2) 国際観光への対応

我が国における少子高齢化の進展により長期的には国内客の増加が望めない中、中国を中心とする東アジア地域において、大きな観光市場が創出されつつあるものの、県内の外国人観光客の受入体制は不十分であり、海外における沖縄観光の広報・宣伝も立ち後れている状況にある。また、国内を経由して入域する外国人観光客数の正確な把握など統計面の整備も併せて国際観光への早急な対応が求められている。

本県観光の季節変動は、修学旅行客の増加や冬場の離島観光、リゾートウエディングの進展などにより、着実にピーク期とオフ期との差は縮まってきたが、平成19年度から修学旅行客が減少に転じており、季節天候に左右されない新たな観光メニューの確立など、新たなオフシーズン対策の展開が求められている。

また、那覇空港は、平成22～27年頃には、夏季を中心に航空旅客需要の増加に対応できなくなるおそれがあるとされており、年間観光客数の伸びが鈍化すると見込まれることから、年間を通して安定した観光客を誘致するためにも、オフシーズン対策を早急に確立する必要がある。

(2) 第3次計画の施策展開に向けた具体的な課題

第3次計画の作成にあたって、沖縄振興計画及び第2次沖縄県観光振興計画の施策展開に添って整理した沖縄観光の具体的な課題は、以下のとおりである。

ア 国際的海洋性リゾート地の形成に向けた課題**観光まちづくりの推進**

沖縄観光を持続的に振興していくためには、「沖縄らしさ」「沖縄ならではの」を求める観光客のニーズに的確に応え、元来、県内各地域が保有する「沖縄らしい」「沖縄ならではの」地域資源を有効に活用した質の高い観光地づくりを強力に進める必要がある。

また、沖縄県民の暮らし自体が観光資源であるとの視点に立ち、まちづくりと一体となった、「住んでよし、訪れてよし」の観光地づくりに、地域が主体的に取り組むことが求められている。

地域の行政と民間の連携、さらには地域間の連携による、地域総体としての魅力を高める取り組みを、さらに促していく必要がある。

観光地の魅力の増進

沖縄型特定免税店空港外店の開店後、既存アウトレットモール等と連携したリゾートショッピングの新たな流れが定着し、同施設周辺に新たな商業集積やレンタカー拠点施設の整備が進むなど、拠点形成が図られている。

また、国営沖縄記念公園首里城地区などの整備が進み、多くの観光客が訪れる拠点として定着している。

今後も、これら観光拠点及びその周辺における公園、街路、駐車場などの一体的な整備を進めるとともに、観光客の利用を一層促進する必要がある。

さらに、沖縄観光の魅力をさらに増進させるため、新たな拠点形成について検討を始める必要がある。

観光客の移動の円滑化

近年の原油価格の高騰に伴い、経営合理化のため航空路線の再編整理が

ア 誘客・宣伝の強化及び旅行商品の開発

国のビジット・ジャパン・キャンペーンと連携し、本県と直行便を有する東アジア諸国・地域を中心とする海外での旅行博への出展やメディアを活用した本県の認知度向上、外国人向け旅行商品の開発、外国人対応のインターネット情報の充実等を強化し、外国人観光客の来訪促進を図る必要がある。

イ 受入体制の整備

国際航空路線網の拡充を図るとともに、国際線旅客ターミナルビル等那覇空港ターミナル地域のあり方の検討を含む総合的な調査を推進し、公共交通機関や案内標識等における外国語表記の充実など、国際的な観光・リゾート地にふさわしいインフラを整備する必要がある。

また、質の高い商品の開発や観光ピーク時における宿泊客室の十分な確保を図るとともに、外国語が堪能な人材の育成・活用、ビザ制度の簡素化やC I Q（入国審査、検疫等）体制の拡充など、受入体制の強化が課題である。

(3) オフシーズン対策の強化

沖縄観光の年平準化（観光ボトム期の底上げ）はかなり進展しており、平成16年における入域観光客数の月別変動を年間月平均を100とする指標でみると、月平均を10ポイント以上下回っている月は1月と6月の2か月となっており、最大乖離幅も33.6ポイントと前年から約10ポイントの改善となっている。しかし、観光産業の投資効果をさらに拡大する上でも、これらのオフシーズン期における誘客対策の強化は重要な課題である。

そのため、同時期における音楽・芸能等の地域特性を活かした集客力のある魅力的なイベントの開発を図るとともに、4～6月期におけるニーズが高い中学校の修学旅行及びリゾートウエディングの誘致など旅行者ニーズに的確に対応した商品開発など、通年型観光地の形成に向けた更なる取り組みの強化が課題としてあげられる。

<表省略>

進んでおり、一部の離島一県外間などの路線運休が生じている。また、航空運賃の上昇懸念も大きく、入域手段が航空路線に大きく依存している本県観光にとっては、今後の動向に注視する必要がある。

また、観光客の旅行目的の多様化、リピーター化の進展、インターネットによる観光地情報の充実などにより、観光客の訪問先は年々広がりを見せており、自由度の高いレンタカー利用は、今後も増加すると見込まれる。

このため、交通情報の充実や案内標識の整備等に加え、観光地へのアクセス道路や観光地周辺の道路、駐車場の整備を急ぐ必要がある。

また一方で、公共交通機関で観光地を巡りたいという観光客の要望も多くあり、公共交通網の充実、利用促進も課題となっている。

公共施設の整備

入域観光客数に占める外国人観光客数の割合は、平成18年は約1.7%しかないことから分かるように、諸外国からの国際的海洋性リゾート地としての認知度は、まだまだ低いといえる。

これは、諸外国の国際的な観光地と比べ、国際的な観光リゾート地としてふさわしい魅力ある観光関連施設やインフラの整備等が十分ではないことが要因としてあげられる。

自然環境や県民の生活環境の保全と、沖縄らしい風景の保持・形成に配慮しながら、魅力ある観光施設の集積を促進するとともに、関連社会インフラの一体的な整備を重点的に進める必要がある。

また、離島・島嶼県である本県においては、アクセスの拠点となる空港及び港湾の整備は特に重要な課題であり、那覇空港の整備やクルーズ船対応の港湾整備、離島空港・港湾の整備を図る必要がある。

特に、那覇空港については、空港能力の限界が近づいており、観光の持続的な振興を図るため、滑走路の増設やターミナルビルの拡充整備など、早急な対応が必要となっている。

持続可能な観光地づくりの推進

本県の亜熱帯海洋性の美しい自然環境は、県民の貴重な財産であると同時に重要な観光資源となっている。

この自然環境を保護することが、本県観光を今後とも持続的に発展させていくための基盤であるとの認識に立ち、将来にわたり損なわれることのないよう、観光の自然環境に対する影響を把握し、その保全・再生を図りながら、持続可能な観光地づくりを進めていくことが、極めて重要な課題である。

また、レンタカー観光の増大等が表しているように、観光客の行動範囲の拡大、観光活動の多様化が進んでいることから、自然環境等の保全と調和のとれた観光施策の展開を図るべく、地域の住民、民間企業、行政が一体となり、主体的に持続可能な観光地づくりを推進していくことが強く求

められている。

イ 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進に向けた課題

健康保養型観光の推進

温暖な気候や豊かな自然環境、ゆったりとした生活環境などの優位性を活かし、人間ドックツアー等の健康保養型旅行商品の開発やタラソテラピー、スパ・エステ等の施設・サービスの整備が、民間を中心に進められている。

今後、沖縄の持つ「癒し」や「保養」に関連する優位性をさらに活かした商品・サービスの開発やプロモーションを展開し、沖縄の「癒し」を観光のブランドとして定着させる必要がある。

エコツーリズムの推進

亜熱帯性の豊かな自然環境のもと、県内でのエコツアーは、益々盛んになっているが、一部では、自然環境への負荷拡大が懸念されている。

そのため、地域の重要な資源である自然や文化を保全しながら持続的に活用することで地域の活性化を図るというエコツーリズム理念の普及に努めるとともに、沖縄振興特別措置法で規定された保全利用協定等の締結促進、ツアーフィールドの保全管理体制の確立を進める必要がある。

文化交流型観光の推進

世界遺産や史跡等の整備が進められているが、観光活用は一部に限られている状況にあり、県立博物館・美術館等の文化施設も絡めストーリー性を加味した観光ルートづくりを進める必要がある。

また、県外で人気の高い音楽や空手などを観光誘客拡大に結びつける具体策を検討する必要がある。

体験滞在・交流の推進

近年、比較的長期に滞在し、沖縄の暮らしを体験するなど、これまで旅行商品化されていない農林水産業など地場産業の体験活動や民泊に対するニーズが高まりつつある。

しかしながら、旅行業者が存在しない離島地域などにおいては、これらのプログラム化など地域での取り組みが困難な場合も多い。

これらの地域の取り組みをハード・ソフト両面で支援することが必要である。

ウ コンベンション・アイランドの形成に向けた課題

MICE誘致の推進

企業ミーティング、報奨旅行、国際・国内会議、イベントや展示会などを目的とする、いわゆるMICE分野の旅行は、観光を主な目的とする旅行よりも経済効果が高いといわれており、今後の新たなマーケットとしての成長が見込まれる。

M I C E 誘致を積極的に進めるためには、マーケティング調査等に基づき市場の動向を把握し、国、市町村、関係団体及び観光業界と連携し、効果的かつ多面的な誘致活動を展開していく必要がある。

MICE機能及び受入体制の充実

沖縄でのM I C E 開催のインセンティブを高めるため、M I C E 主催者が必要とする情報やサービスの円滑な提供、多彩なコンベンション施設等の整備、同時通訳者等の人材の育成など受入体制の充実を図っていく必要がある。

M.I.C.E.とは、Meeting, Incentive, Convention or Congress, Event or Exhibitionの略であり、企業ミーティング、報奨（インセンティブ）旅行、国内・国際会議、イベントや展示会の総称である。

エ 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化に向けた課題

観光客の受入体制の確保

国内外の厳しい競争の中で、持続的に沖縄観光の発展を図っていくためには、沖縄を訪れる観光客の満足度を高め、再訪を促進することが重要であり、そのためには、県内における受入体制の整備を絶えず進め、持続的に沖縄観光の質を高めていくことが重要となる。

近年、県外資本を中心に新たなホテルの建設や、既存ホテルの売買が急激に進んでおり、効率的な運営による低価格の宿泊施設が増加している。

また、観光客の順調な増加に伴い、土産品店や飲食店の新規参入が続いており、競争の激化から一部においては接客サービス等の面で観光客から苦情を呈されている状況にある。

質の高い観光地を形成していくためには、中小企業がほとんどである県内観光関連産業の経営基盤の強化や経営革新への取り組みを促す必要があり、経営者や後継者、幹部職員などのマネジメント能力の向上を図る必要がある。

また、観光業界においては、質の高いサービスを提供できる人材の育成、観光産業等との連携による効果的な観光教育の実施等、実施体制の充実等を含め、観光現場を支える人材の育成が重要な課題となっている。

また、県内の観光産業のさらなるイメージアップ、観光産業従事者のモチベーションやステータスの向上を図る等、観光関連の仕事の魅力を高め、質の高い雇用を継続的に確保していくことが重要な課題となっている。

県民においては、観光の県経済に占める重要性を認識し、観光客をあたたく迎えるホスピタリティーの向上、観光地をはじめとする県内の美化向上といった観光に関する意識の向上を図り、良好な観光環境の形成が求められている。

さらに、観光は総合産業と言われるように、観光地としての魅力には非常に多くの要素を含むことから、沖縄の観光魅力を維持・向上させていくためには、県民をはじめ、観光業界等民間、市町村を含む行政等の連携による魅

力ある観光地づくりが求められているとともに、事件事故の防止、自然災害に対する安全対策の強化、保健衛生環境の向上等、安全・安心な観光地づくりが求められている。

また、多様化する観光ニーズに対応するきめの細かい観光情報の発信、台風時における観光客への対応の強化、誰もが楽しめる優しい観光地づくりを目指した観光のバリアフリー化の推進などが求められている。

さらに、観光客の現状や動向、旅行ニーズを的確に把握する観光統計調査やマーケティングの充実を図るとともに、調査等の結果が有効活用できるような環境整備が必要である。

国際観光の推進については、新規路線の開設等、国際航空路線網の拡充を図るとともに、国際線旅客ターミナルビルの整備や国際クルーズに対応した専用バス・旅客ターミナルの整備を急ぐ必要があるほか、公共交通機関や案内標識等における外国語表記のより一層の充実など、国際的な観光・リゾート地にふさわしいインフラを整備する必要がある。

また、質の高い商品の開発や観光ピーク時における宿泊客室の十分な確保を図るとともに、外国語が堪能な人材の育成・活用、ビザ制度の簡素化やC I Q（入国審査、検疫等）体制の拡充など、受入体制の強化が課題となっている。

沖縄の宣伝と観光客の来訪の促進

リピーターの割合が増え、初来訪者が実数で減少しており、今後も持続的に来訪者を増加させるためには、修学旅行客や外国人客などの初来訪者の誘客を強化するとともに、マーケティング調査に基づく、新たなマーケットの開拓が必要である。

また、これらマーケットに照準をあてた商品開発と並行し、航空会社や旅行会社等とタイアップした戦略的な誘客プロモーションを展開する必要がある。

特に外国人観光客の誘客に関しては、国のビジット・ジャパン・キャンペーンと連携し、本県と直行便を有する東アジア諸国・地域を中心とする海外での旅行博への出展やメディアを活用した本県の認知度向上を図る必要があるほか、誘客重点地域現地におけるマーケティングに基づく外国人向け旅行商品の開発、外国人対応のインターネット情報の充実等、戦略的な外国人観光客の誘客活動に取り組む必要がある。

観光の利便性の増進

離島県である沖縄では、観光の行程で多様な交通機関の乗り継ぎが必要となる場合が多い。また、観光客が利用しやすい公共交通の確保が必要である。

引き続き、観光の利便性を高めるため、交通機関同士の連携や交通機関の運行回数増強などを促進する必要がある。

<p>オ 産業間の連携の強化に向けた課題</p> <p>観光土産品のブランド確立</p> <p><u>観光産業は総合産業であり、観光産業の発展によって、本県経済への波及効果をさらに拡大していくことが求められている。</u></p> <p><u>観光土産品については、競争力を高めていくためにも、県産原材料の使用比率を高め、沖縄らしい特色を持った、より付加価値の高い観光土産品を開発するとともに、安定的な生産体制と高い品質管理体制を整えていくことが必要である。</u></p> <p>観光関連産業と農林水産業との連携による地産地消の推進</p> <p><u>観光客へ魅力ある県産農林水産物を提供していくためには、安定的な生産体制の確立と、観光業界への供給体制を整えることなど、より一層の地産地消への取り組みが求められている。</u></p> <p>観光との連携による関連産業の振興</p> <p><u>癒しをテーマとする健康保養型観光を推進するため、健康関連産業やエステ・スパ関連産業との連携による商品開発が求められている。</u></p> <p><u>文化交流型観光を推進するためには、音楽や芸能、空手などと観光関連産業との連携方策を確立する必要がある。</u></p>	
---	--

<p>(旧) 第2次沖縄県観光振興計画(平成17～19年度)</p>	<p>(新) 第3次沖縄県観光振興計画(平成20～23年度)</p>	<p>備考</p>
<p>第3章 観光振興の基本方向</p> <p>第2次計画においては、「<u>沖縄県観光振興基本計画</u>」(平成14～23年度)における入域観光客数及び観光収入等の目標フレームの達成を展望し、<u>観光誘客及びコンベンションの誘致等を実施し、観光客の増加を一層促進するとともに、受入体制の整備や地域資源を活かした多様な観光メニューづくりなど、地域総体としての魅力を高める取り組みを強化していく。</u></p> <p><u>そのため、美しい海と豊かな自然、沖縄独自の歴史、文化等魅力ある地域特性を生かした国際的な海洋性リゾート地の形成に向け、観光振興地域制度を活用した観光地の魅力の増進に取り組む。</u></p> <p><u>また、国内外から本県へのアクセスの利便性や快適性を高めるため、国内外航空路線網の拡充を図る。</u></p> <p><u>観光客の移動の円滑化を図るため道路、空港・港湾等の整備など、環境の保全に配慮しつつ観光振興を支えるインフラ等の整備を推進する。</u></p> <p><u>高齢化の進展、心の豊かさや癒しを求める国民の価値観の変化、健康志向などの高まりなどに対応し、温暖な気候、美しい自然環境等の地域特性を生かした健康保養型観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを推進し、沖縄独自の文化交流型観光等の体験・滞在型観光の発展に向けた環境整備を積極的に推進し、沖縄観光の新たな魅力の創出を図るとともに、多様なニーズに応じた旅行商品メニューの開発を促進する。</u></p> <p><u>国際会議やスポーツキャンプ、各種芸能活動の交流が盛んなコンベンションアイランドの形成を図る。</u></p> <p><u>また、コンベンション施設の整備検討や人材育成・確保などコンベンション受入体制の強化を図る。</u></p> <p><u>観光客の多様なニーズに対応できる各層の観光人材の育成を図るとともに、県民ホスピタリティの向上、県土の美化、環境衛生の向上、台風等災害時における観光客への支援、観光のバリアフリー化などの受入体制の整備を図る。</u></p> <p><u>また、文化・芸能・音楽等を生かした魅力的なイベントの開催や国内外における沖縄観光の宣伝を積極的に展開し、観光客等の本県への来訪を強力に推進する。</u></p> <p><u>県産特産品の開発、シェアの拡大、質の向上を図るとともに、県産食材を使用した料理メニューの普及や県産食材の安定供給体制の確立を図る。</u></p> <p><u>また、健康保養型観光のニーズに対応した健康関連サービス業の民間における事</u></p>	<p>第3章 観光振興の基本方向</p> <p>第3次計画においては、引き続き「<u>多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成</u>」の実現に向け、<u>取り組んでいくことに加え、将来の年間観光客数1,000万人を目指す、沖縄観光の大きな飛躍のため必要な基盤づくりを着実に進める。</u></p> <p><u>そのため、関係機関、民間との連携体制を強化し、関連インフラの早期整備や魅力ある観光地づくりに向けたハード・ソフト両面の施策の重点的な展開を図る。</u></p>	

<p>業化促進観光と健康関連サービス業の連携強化や関連産業の創出、産業間連携を促進する。</p>		
<p>1 国際的海洋性リゾート地の形成</p> <p>—</p> <p>(1) 観光地の魅力の増進</p> <p>ア 観光振興地域制度を活用した観光関連施設の集積促進</p> <p>本県における観光・リゾート拠点の一層の重点的整備を図るため、観光振興地域制度の税制優遇措置等を活用し、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、販売施設等観光関連施設の集積を促進する。</p> <p>また、観光振興地域等における<u>利便施設の整備及び道路、港湾、公園、海浜等の観光関連公共施設の一体的・重点的整備を推進する。</u></p> <p>イ 観光・リゾート拠点の創出と新たな展開</p> <p>本県観光の新たな魅力として「<u>リゾートショッピング</u>」をPRしていくため、<u>海外ブランド品及び土産品等の販売施設が立地・集積する地域をショッピング観光拠点として整備促進を図る。</u></p> <p>また、<u>国営沖縄記念公園首里城地区</u>において、世界遺産である史跡の整備・保全や公園の整備を推進するとともに、<u>周辺地域における公園整備等を推進する。</u></p> <p>北部地域観光の中心拠点である国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の公園整備や同地区へのさらなる集客を図るため、<u>新たな観光資源である美ら海水族館の利用促進とその魅力を広く国内外へ情報発信することに努める。</u></p> <p>また、水源地域ビジョンに基づき、観光振興と地域活性化を推進するとともに、<u>新たな海洋性リゾート拠点の形成を目指す地区において道路、公園・緑地等公共施設の整備を推進し、観光関連施設の集積を促進する。</u></p> <p>(2) 観光客の移動の円滑化</p>	<p>1 国際的海洋性リゾート地の形成</p> <p>(1) 観光まちづくりの推進</p> <p><u>多様なニーズに対応した「質の高い沖縄観光の実現」を図るため、地域が主体となって、独特の自然・文化・歴史など、多様性に富んだ観光資源を持続的に活用し、住む人が誇りを持ち、旅行者が何度でも訪れたいとなる活力あふれる「観光まちづくり」を推進する。</u></p> <p><u>そのため、観光まちづくりに関する指針を策定し、広域的な観点から、各地域の主体的な取り組みを促進・支援することで、地域総体としての魅力の向上を図る。</u></p> <p><u>また、沖縄らしさを活かした風景づくりを推進するため、国、県、市町村の連携を一層強化するとともに、市町村が景観法に基づく景観行政団体となり、地域らしさを活かした独自の景観計画を策定することを促進していく。</u></p> <p>(2) 観光地の魅力の増進</p> <p>ア 観光振興地域制度を活用した観光関連施設の集積促進</p> <p>本県における観光・リゾート拠点の一層の重点的整備を図るため、観光振興地域制度の税制優遇措置等を活用し、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、販売施設等観光関連施設の集積を促進する。</p> <p>また、観光振興地域等における道路、港湾、公園、海浜等の観光関連公共施設の一体的・重点的整備を推進する。</p> <p>イ 観光・リゾート拠点の創出と新たな展開</p> <p>本県観光の新たな魅力となっている「<u>リゾートショッピング</u>」をさらにPRしていくため、<u>沖縄型特定免税店やアウトレットモール等のショッピング観光拠点について、より利用客のニーズにあったショッピング環境の整備を推進する。</u></p> <p>また、<u>首里城公園（国営・県営）</u>において、世界文化遺産である史跡の整備・保全や公園の整備を推進するとともに、<u>周辺地域において、古都首里の自然や風土を満喫できる空間として、円覚寺跡や中城御殿跡の整備を行う。</u></p> <p>北部地域観光の中心拠点である国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の公園整備や同地区へのさらなる集客を図るため、<u>美ら海水族館の利用促進とその魅力を広く国内外へ情報発信することに努める。</u></p> <p>また、水源地域ビジョンに基づき、観光振興と地域活性化を推進するとともに、<u>新たな海洋性リゾート拠点の形成を目指す地区において人工海浜、緑地等公共施設の整備を推進し、観光関連施設の集積を促進する。</u></p> <p>(3) 観光客の移動の円滑化</p>	

那覇空港を基点とする国内外航空路線網の拡充を促進する。国際路線については、既存路線の運航維持・強化に努めるとともに香港路線の運航再開に取り組む。

また、新規路線開拓に向け、東アジアを始めとする北京などの主要地域においてエアポートセールスを展開し、路線の需要喚起を図るとともに、就航に必要な、航空協定上の取り決め等の条件整備に努める。

また、観光客の移動の利便性向上を図るため、主要観光地周辺における観光総合案内標識の設置や道路における観光所在地表示標識の設置を推進するとともに、公共交通体系の再構築等に関する調査・検討やTDM(交通需要マネジメント)アクションプログラムに基づき各種TDM施策を推進する。

本県や県内観光地へのアクセス条件改善対策として、これまで、航空機燃料税の軽減や空港使用料の軽減等航空運賃の低減に係る措置や沖縄自動車道通行料金の低減に係る措置が講ぜられたほか、近隣諸国・地域からの沖縄訪問客の増加や利便性の向上を図るため、査証手続き等の緩和措置及び寄港地上陸の許可に係る行動範囲拡大の特例措置が講じられており、今後とも、これらの特別措置を活用し、沖縄訪問客の増大を図る。

(3) 公共施設の整備

ア 観光地のアメニティを高める公共インフラの重点的整備

沖縄観光・リゾートの持続的発展を図るため、沖縄独自の歴史・文化性や観光・リゾート地域にふさわしい緑豊かな道路景観、美しいまち並み景観の形成を図るほか、景観や周辺環境に配慮した道路、歩道・遊歩道、公園・緑地、マリーナ・フィッシャリーナ、海岸・養浜等観光・リゾート地のアメニティを高める公共インフラの一体的・重点的整備を推進する。

景観法の制定に伴い、地域特性を生かした景観形成をさらに推進していく。

イ 観光地等へのアクセス向上のためのインフラの整備

本県の国際交流・協力拠点の形成に向けた重要な基盤である那覇空港について、将来の航空需要の増大に対応し、離島県である沖縄の安定的な高速交通手段を確保するため、ターミナル地域整備の在り方の検討を含めた既存ストックの有効活用方策、滑走路増設等を含めた抜本的な空港能力向上方策等の総合的な調査を着実に実施し必要な整備を図る。総合的な調査の実施にあたっては、情報公開による透明性の確保や住民の合意形成を図る。

また、離島観光地へのアクセスの利便性を高める離島空港・港湾の整備、県内観光地や那覇空港等へのアクセスを向上させる道路及びサイクリングロードの整備を推進する。

沖縄と国内外を結ぶクルーズ船の寄港・就航を促進するため、那覇港等における旅客船バースの整備に向けた取り組みや、外洋クルージングネットワークの構築に努める。

那覇空港を基点とする国内外航空路線網の拡充を促進する。国際路線については、既存路線の運航維持・強化に努める。

また、新規路線開拓に向け、北京を始めとする東アジアの主要地域においてエアポートセールスを展開し、路線の需要喚起を図るとともに、就航に必要な、航空協定上の取り決め等の条件整備に努める。

また、外国人を含む観光客の観光施設等へのアクセス性を向上させるため、道路における案内標識の設置を推進するとともに、那覇都市圏交通円滑化総合計画に基づく各種個別施策の推進及びTDM(交通需要マネジメント)施策推進アクションプログラムに基づく各種個別施策を検討促進する。

本県や県内観光地へのアクセス条件改善対策として、これまで、航空機燃料税の軽減や空港使用料の軽減等航空運賃の低減に係る措置や沖縄自動車道通行料金の低減に係る措置が講ぜられたほか、近隣諸国・地域からの沖縄訪問客の増加や利便性の向上を図るため、査証手続き等の緩和措置及び寄港地上陸の許可に係る行動範囲拡大の特例措置が講じられており、今後とも、これらの特別措置を活用し、観光客の増大を図る。

(4) 公共施設の整備

ア 観光地のアメニティを高める公共インフラの重点的整備

沖縄観光・リゾートの持続的発展を図るため、沖縄独自の歴史・文化性や観光・リゾート地域にふさわしい緑豊かな道路景観、美しいまち並み景観の形成を図るほか、景観や周辺環境に配慮した道路、公園・緑地、マリーナ・フィッシャリーナ等観光・リゾート地のアメニティを高める公共インフラの一体的・重点的整備を推進する。

イ 観光地等へのアクセス向上のためのインフラの整備

那覇空港については、住民参画の手法であるパブリックインボルブメントを取り入れ、将来整備のあり方について総合的な調査が実施されている。調査では、那覇空港は平成22～27年度頃には夏季を中心に航空旅客需要の増加に対応できなくなるおそれがあるとされており、将来対応方策の検討を行っている。

那覇空港は、本県の自立型経済の構築やアジア・太平洋地域における国際交流拠点の形成に向けた重要な交通基盤であり、また、我が国がアジアと世界の架け橋となることを目指す「アジア・ゲートウェイ構想」の推進に当たって、本県は学術研究や国際物流などの分野で主要な拠点としての役割を担い、様々な施策を展開する考えであることから、ターミナル地域を含めた那覇空港の機能拡充・強化は必要不可欠なものとなっている。そのため、今後は、総合的な調査の結果により、抜本的な将来対応方策の実施が必要と判断されれば、施設整備を含め、将来需要に適切に対応できるよう方策を講じる。

また、離島観光地へのアクセスの利便性を高める離島空港・港湾の整備、県内観光地や那覇空港等へのアクセスを向上させる道路及びサイクリングロードの整備を

(4) 自然観光資源の保全・活用

本県観光・リゾートの魅力の基盤である海域の保全を図るため、赤土等流出防止対策、サンゴ礁等の自然環境の保全・再生及びやんばる地域等の国立公園化を促進する。

2 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進**(1) 健康保養型観光の推進**

沖縄の持つ温暖な気候や豊かな自然環境、健康長寿に適した生活環境等の地域特性を生かし、「癒し」をテーマとする健康保養型観光の推進を図る。

また、ホテルなど観光関連施設で沖縄県産健康保養食材を活用したメニューの定着化や新メニューの開発、スギ花粉症の心配のない通年型の森林療法が可能であるため森林セラピーの推進を図っていく。

(2) エコツーリズムの推進

参加・体験型の旅行や環境問題への関心の高まりを受けて、自然・文化環境にふれあい、これらに対する教育的要素なども含んだ活動であるエコツーリズムが注目されている。

本県では、平成15年度に策定した「沖縄県エコツーリズム推進計画」において、本県のエコツーリズムを、自然・文化・歴史の適切な保全と持続的な活用、地域の活性化をはかる活動、訪問者が適切な案内をうけて地域の自然・歴史・文化とふれあう活動という3つの要素をみたま観光の考え方として定義したところである。

同計画に基づき、環境への配慮や保全策、魅力あるエコツアープログラムの開発、沖縄振興特別措置法で規定された保全利用協定の締結促進、推奨制度の構築、推進体制の構築など各施策を展開し、エコツーリズムを積極的に推進する。

また、優れた風景地である国立公園等の自然公園の保護、整備及び野生生物保護センター等における希少な生物資源や貴重な自然環境の研究・保護活動を推進し、このような研究施設のエコツーリズム拠点施設としての積極活用を図る。

なお、この計画において「エコツーリズム」とは、沖縄振興特別措置法第3条第

推進する。

沖縄と国内外を結ぶクルーズ船の寄港・就航を促進するため、那覇港等における旅客船バースの整備に向けた取り組みに努める。

(5) 持続可能な観光地づくりの推進

沖縄観光を持続的に発展させていくための基盤である豊かな自然環境の保全・再生を図りながら、持続可能な観光地づくりに取り組む。

このため、観光活動が自然環境等に及ぼす影響の把握や、観光地の環境保全管理体制の構築に向けた取り組みに加え、新たに観光客受入容量の定量化手法の研究や市町村が取り組む自然環境に配慮した観光地づくりへの支援等、持続可能な観光地づくりに向けた総合的な施策の展開を図る。

また、赤土等流出防止対策や、サンゴ礁等の自然環境の保全・再生、やんばる地域の国立公園化等公園区域の拡大を促進するほか、琉球諸島の世界自然遺産登録に向け取り組む。

2 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進**(1) 健康保養型観光の推進**

沖縄の持つ温暖な気候や豊かな自然環境、健康長寿に適した生活環境等の地域特性を生かし、異業種との連携強化やエビデンス(科学的根拠)の活用により、「癒し」をテーマとする「リゾートヒーリング」を確立するなど、健康保養型観光の新たな展開を図る。

また、県産農林水産物の健康保養型観光への活用拡大を図るとともに、スギ花粉症のない通年型の森林療法が可能であるため、森林セラピーの推進を図っていく。

(2) エコツーリズムの推進

参加・体験型の旅行や環境問題への関心の高まりを受けて、自然・文化環境にふれあい、これらに対する教育的要素なども含んだ活動であるエコツーリズムがさらに盛んになっている。

本県では、平成15年度にエコツーリズムの推進に関する基本方針を定め、本県のエコツーリズムを、自然・文化・歴史の適切な保全と持続的な活用、地域の活性化をはかる活動、訪問者が適切な案内をうけて地域の自然・歴史・文化とふれあう活動という3つの要素をみたま観光の考え方として定義したところである。

引き続き、環境への配慮や保全策、魅力あるエコツアープログラムの開発、沖縄振興特別措置法で規定された保全利用協定の締結促進、推奨制度の構築、推進体制の構築など各施策を展開し、エコツーリズムを積極的に推進するとともに、エコツーリズム推進法に基づく認定に向けた地域の取り組みを支援する。

また、優れた風景地である国立公園等の自然公園の適切な管理・整備を推進するとともに、野生生物保護センター等の関連施設と連携し、エコツーリズム理念の普及啓発を積極的に進める。

5項の「環境保全型自然体験活動」とする。

[エコツーリズムの推進に関する基本的方針]

エコツーリズムに関する基本理念

エコツーリズムは、地域の自然環境について知識を有するガイドの案内と助言を受けながら、自然環境の保全に配慮しつつ自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動であり、地域の自然や文化とのふれあいやその存在、価値、重要性等を学ぶとともに、稀少動植物資源をはじめとする自然環境や地域の生活文化に対する保護意識を高めることに大きな意義がある。

また、地域振興の視点からは、ガイドやツアー事業者の育成や観光客による消費など、地域経済への波及効果が期待され、また、受入体制の整備を通じて地域づくりにも大きく寄与するものである。

このため、エコツーリズムの推進に当たっては、自然環境の保全と地域振興のバランスある展開を図り、持続可能な自然資源の利用を推進する。

また、参加者は本活動の趣旨を理解するとともに、自然環境の保全及び地域の暮らしや文化に十分配慮しなければならないものとする。

エコツーリズムの実施方法

エコツーリズムの推進に当たっては、県は、エコツアー事業者による保全利用協定の締結・活用促進のため、やんばる地域、西表島及び慶良間諸島を「エコツーリズム重点推進地域」に指定して、「エコツーリズム推進計画」を策定し、当該計画で、保全利用協定を締結するために有効な情報及び保全利用協定を締結した事業者についての情報の発信に努めるほか、地域特性を踏まえた保全利用協定の締結及び自然環境と調和した魅力あるプログラムの作成の促進並びに情報の収集・提供等、エコツーリズムの推進に係る施策を計画的かつ総合的に推進するように努める。

なお、重点推進地域内であっても、絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育地や繁殖地など、本活動の実施により自然環境の保全上重大な影響が生ずるおそれがある区域については、本活動の実施を推進すべきでない地域であり、沖縄県知事は、保全利用協定の認定の際に、適切な配慮がなされているか考慮する。

保全利用協定の策定

エコツーリズムの事業者は、保全利用協定の策定に当たっては、自然環境の保全と健全な利用に配慮するものとし、協定区域内において、協定締結者によるエコツーリズムとしての立ち入りを自粛する区域の設定や協定区域内に生息・生育する野生生物に対する配慮事項等をルールとして策定するとともに、ツアーの適正な人数規模、ツアーごとに特に配慮すべき事項等を含むエコツーリズムの種類ごとのルールを策定するものとする。

また、自然環境の保全はもとより、地域の暮らし、文化等の生活環境の保全や風俗習慣等の尊重について参加者に配慮を求めるための「訪問者ガイドライン」

[エコツーリズムの推進に関する基本的方針]

エコツーリズムに関する基本理念

エコツーリズムは、地域の自然環境について知識を有するガイドの案内と助言を受けながら、自然環境の保全に配慮しつつ自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動であり、地域の自然や文化とのふれあいやその存在、価値、重要性等を学ぶとともに、稀少動植物資源をはじめとする自然環境や地域の生活文化に対する保護意識を高めることに大きな意義がある。

また、地域振興の視点からは、ガイドやツアー事業者の育成や観光客による消費など、地域経済への波及効果が期待され、また、受入体制の整備を通じて地域づくりにも大きく寄与するものである。

このため、エコツーリズムの推進に当たっては、自然環境の保全と地域振興のバランスある展開を図り、持続可能な自然資源の利用を推進する。

また、参加者は本活動の趣旨を理解するとともに、自然環境の保全及び地域の暮らしや文化に十分配慮しなければならないものとする。

エコツーリズムの推進方法

エコツーリズムの推進に当たっては、県は、エコツアー事業者による保全利用協定の締結・活用促進のため、保全利用協定を締結するために有効な情報及び保全利用協定を締結した事業者についての情報の発信に努めるほか、地域特性を踏まえた保全利用協定の締結、エコツーリズム推進法による地域認定促進及び自然環境と調和した魅力あるプログラムの作成の促進並びに情報の収集・提供等、エコツーリズムの推進に係る施策を計画的かつ総合的に推進するように努める。

なお、絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育地や繁殖地など、本活動の実施により自然環境の保全上重大な影響が生ずるおそれがある区域については、本活動の実施を推進すべきでない地域であり、沖縄県知事は、保全利用協定の認定等の際に、適切な配慮がなされているか考慮する。

保全利用協定の策定

エコツーリズムの事業者は、保全利用協定の策定に当たっては、自然環境の保全と健全な利用に配慮するものとし、協定区域内において、協定締結者によるエコツーリズムとしての立ち入りを自粛する区域の設定や協定区域内に生息・生育する野生生物に対する配慮事項等をルールとして策定するとともに、ツアーの適正な人数規模、ツアーごとに特に配慮すべき事項等を含むエコツーリズムの種類ごとのルールを策定するものとする。

また、自然環境の保全はもとより、地域の暮らし、文化等の生活環境の保全や風俗習慣等の尊重について参加者に配慮を求めるための「訪問者ガイドライン」

を策定するとともに、協定区域内の自然環境の状況の継続的なモニタリングの実施や協定の履行状況の把握に努めるほか、エコツアー後に参加者アンケートを実施し、その結果をホームページ等を通じて対応方針とともに公表するなど、参加者による評価の仕組みを構築するものとする。

協定の策定に当たっては、地域住民の理解と合意を得ることが不可欠であり、研究者、自然体験活動専門家、地元関係者等から構成される検討委員会を組織し、協定に関する地域の合意形成を図るものとする。

エコツーリズムに係る情報の収集・提供、人材育成、施設整備等

県は、保全利用協定の履行状況を把握するため、定期的に現地調査を実施するとともに、必要に応じ、資源調査の実施及び自然環境の保全対策を講ずるほか、地域の自然・歴史・生活文化資源の継続的な発掘と集積、それを活用したプログラムづくり等を推進する。

また、県内大学の観光学科やツーリズム専門学校等との連携により、社会人向けのエコツーリズム講座の開設や専門家を招聘して行う研修会・講演会の開催等、ガイドとして活躍する人材育成を図るとともに、エコツーリズムの推進主体となる各種団体、エコツアー事業者の育成及びエコツーリズムの企画や地域におけるコーディネータとしての役割を担う人材育成を促進する。

さらに、必要に応じ、自然体験活動の円滑な推進に資する散策路、野外観察所、休憩所等の施設整備を推進するとともに、保全利用協定の内容や提供するプログラム、環境に配慮したサービスを実施する宿泊施設、エコツーリズムを推進する地域イメージや環境保全意識の向上につながる特産品等の情報の収集・発信に努める。

(3) グリーンツーリズム等の推進

農山漁村の有する亜熱帯地域特有の豊かな自然環境、良好な景観及び地域の特色ある伝統文化等を保全しつつ、地域資源として積極的に活用することは、地域の振興や地域社会経済の活性化に資するものであり、グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムの取り組みが本県においても着実に進展している。

このため、エコツーリズム等に係る保全利用協定制度の活用を促進しながら、市民農園や都市と農村の交流施設等の農林漁業体験施設及び漁港におけるフィッシャリーナ等の整備や活用を図るとともに、都市住民の農林漁業体験を促進する。

また、これらを担う人材の育成を図るなど、グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを積極的に推進する。

(4) 文化交流型観光の推進

本県の豊かな文化的資産の保全・整備と併せて、観光資源として奥深い観光・リゾート地の形成に活用していく視点から、文化交流型観光を積極的に推進するため、世界遺産の整備・保全を進めるとともに、歴史的景観の保全及び遺産群と

の策定を促すとともに、協定区域内の自然環境の状況の継続的なモニタリングの実施や協定の履行状況の把握に努めるほか、エコツアー後に参加者アンケートを実施し、その結果をホームページ等を通じて対応方針とともに公表するなど、参加者による評価の仕組みを構築するものとする。

協定の策定に当たっては、地域住民の理解と合意を得ることが不可欠であり、研究者、自然体験活動専門家、地元関係者等から構成される検討委員会を組織し、協定に関する地域の合意形成を図るものとする。

エコツーリズムに係る情報の収集・提供、人材育成、施設整備等

県は、保全利用協定の履行状況を把握するため、定期的に現地調査を実施するとともに、必要に応じ、資源調査の実施及び自然環境の保全対策を講ずるほか、地域の自然・歴史・生活文化資源の継続的な発掘と集積、それを活用したプログラムづくり等を推進する。

また、県内大学の観光学科やツーリズム専門学校等との連携により、社会人向けのエコツーリズム講座の開設や専門家を招聘して行う研修会・講演会の開催等、ガイドとして活躍する人材育成を図るとともに、エコツーリズムの推進主体となる各種団体、エコツアー事業者の育成及びエコツーリズムの企画や地域におけるコーディネータとしての役割を担う人材育成を促進する。

さらに、必要に応じ、自然体験活動の円滑な推進に資する散策路、野外観察所、休憩所等の施設整備を推進するとともに、保全利用協定の内容や提供するプログラム、環境に配慮したサービスを実施する宿泊施設、エコツーリズムを推進する地域イメージや環境保全意識の向上につながる特産品等の情報の収集・発信に努める。

(3) グリーンツーリズム等の推進

農山漁村の有する亜熱帯地域特有の豊かな自然環境、良好な景観及び地域の特色ある伝統文化等を保全しつつ、地域資源として積極的に活用することは、地域の振興や地域社会経済の活性化に資するものであり、グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムの取り組みが本県においても着実に進展し、さらに拡がり期待されている。

このため、農山漁村の生活環境や都市と農村の交流施設等の農林漁業体験施設及び漁港におけるフィッシャリーナ等の整備や活用を図るとともに、都市住民の農林漁業体験を促進する。

また、これらを担う人材の育成を図るなど、グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを積極的に推進する。

(4) 文化交流型観光の推進

本県の豊かな文化的資産の保全・整備と併せて、観光資源として奥深い観光・リゾート地の形成に活用していく視点から、文化交流型観光を積極的に推進するため、世界文化遺産の整備・保全を進めるとともに、歴史的景観の保全や歴史的な建造物

調和した周辺整備等や歴史的な建造物・まち並みの保全や復元を図るほか、これらをネットワーク化した琉球歴史回廊の形成を促進する。

また、伝統文化を通じた交流拠点である国立劇場おきなわや県立博物館等文化施設の整備を進め、観光拠点としての活用を図るとともに、伝統工芸の観光資源としての活用を推進する。

沖縄県民の文化遺産として継承されてきた「沖縄空手道・古武道」を通じた国内外との交流を促進し、国内外の空手愛好者の本県への来訪を促進する。

(5) 体験滞在・交流の推進

本県の地域特性をいかした滞在型・参加型観光を推進し、地域の活性化を図るため、沖縄体験滞在交流促進事業を実施し、体験滞在プログラムの作成、インストラクター等の人材育成、プログラム実施に必要な施設の整備及び地域住民と地域外の住民（ボランティア）が一体となった地域の自然や文化の保全・創造に資する活動を促進する。

また、沖縄県内離島の特色を活かし、各離島が有する観光資源を調査・分析したうえで、最も効果的な情報発信方策を検討及び支援し、当該離島地域の観光振興を図る。

3 コンベンション・アイランドの形成

(1) コンベンションの誘致等

亜熱帯海洋性リゾート、温暖な気候という沖縄の特性や九州・沖縄サミット首脳会合の開催等の実績をいかした関係機関の連携した取り組み等により、本県における国際会議等の開催が着実に増大している。

また、温暖な冬場を中心にプロからアマチュアに至る幅広い各種スポーツチームの合宿、トレーニングが盛んに行われるとともに、トライアスロンやマラソン大会等のスポーツイベントに国内外から多くのアスリートやスポーツ愛好者が訪れている。このことを踏まえ、国際会議や各種スポーツ等多様な交流が展開される国際コンベンションアイランドの形成を推進する。

このため、国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議（以下「各省庁連絡会議」という。）と国際観光振興機構等との連携により国際会議等の誘致を推進するとともに、各種媒体を活用した広報宣伝活動を展開するなど、各種スポーツコンベンションの一層の誘致に向けた取り組みを推進する。

なお、この計画において「国際会議等」とは、「会議、討論会、講習会その他これらに類する集会（これらに付随して開催される展示会を含む。）であって海外からの相当数の外国人の参加が見込まれるもの並びにこれらに併せて行われる観光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催し」（国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第2条）とする。

・まち並みの保全・復元を図る。

また、これらの世界文化遺産や史跡等と、国立劇場おきなわや県立博物館・美術館等の文化施設を結びつけた新たな観光ルートの開発を促すとともに、伝統工芸の観光資源としての活用を推進する。

沖縄県民の文化遺産として継承され、世界中に広がった「沖縄空手道・古武道」を通じた国内外との交流を促進し、国内外の空手愛好者の本県への来訪を促進する。

(5) 体験滞在・交流の推進

本県の地域特性をいかした体験型・滞在型・交流型観光を推進し、地域の活性化を図るため、体験滞在プログラムの作成、インストラクター等の人材育成、プログラム実施に必要な施設の整備等を進めるとともに、地域住民と地域外の住民が一体となった地域の自然や文化の保全・創造に資する交流活動を促進する。

また、団塊世代の大量退職を契機に進展が期待される長期滞在型観光を推進するため、推進方策の検討やプロモーションを展開する。

3 コンベンション・アイランドの形成

(1) MICEの誘致等

亜熱帯海洋性リゾート、温暖な気候という沖縄のもつ特性に加え、九州・沖縄サミット首脳会合をはじめとする国際会議や大規模コンベンションの開催、プロスポーツチームのキャンプ受入等の実績を活かし、関係機関が連携して、国内外から多くの人々が集まり多様な交流が展開される、コンベンション・アイランドの形成を推進する。

近年、企業ミーティング、報奨旅行、国内・国際会議、イベントや展示会などを目的とする旅行（MICE分野の旅行）は、経済的な効果や地域活性化の観点から注目を集めているが、本県においても重要な誘客対象と位置づけ、マーケティング調査、MICE主催者への働きかけや各種媒体を活用したプロモーション活動等を積極的に展開する。

また、MICE開催に必要な情報及びサービスをワンストップで提供できる体制を確立し、沖縄でのMICE開催のインセンティブを高めていく。

国際会議については、国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議（以下「各省庁連絡会議」という。）と国際観光振興機構等と連携して誘致を推進する。

スポーツコンベンションについては、温暖な冬場を中心に、プロからアマチュアに至る幅広い各種スポーツチームの競技大会・イベントの沖縄開催、キャンプ・合宿の誘致を促進するほか、平成22年度の全国高等学校総合体育大会開催に向けた

[国際会議等の誘致の方針その他国際会議等の誘致の促進]**国際会議等誘致の方針**

国際会議等の誘致に当たっては、沖縄の特性や優位性を活かした観光・リゾート、健康、医療、保健、平和、アジア・太平洋、海洋、島嶼、亜熱帯、環境等の事項に関する会議、沖縄にとって経済効果や宣伝効果の大きい政府間会議、各種団体等大規模会議、民間企業のインセンティブツアー等の会議を優先的、重点的に誘致する。

国際会議等の誘致推進体制の整備

国の関与する国際会議等については、各省庁連絡会議等との連携・協力の下に、沖縄開催の誘致に積極的に取り組むものとする。

また、庁内各部署、(財)沖縄観光コンベンションビューロー(OCVB)、経済団体その他民間団体等と連携を図るとともに、民間の国際会議等については、国際観光振興機構、日本コンgres・コンベンション・ビューロー、各種協会・団体の事務局や学会事務局等、専門機関との連携を強化して誘致に取り組む。

さらに、本県の県外事務所、国外事務所、世界のウチナーンチュ民間大使及び(財)沖縄県国際交流・人材育成財団のネットワーク等を活用し、情報収集及び誘致活動の支援体制を構築するとともに、国際会議等の開催に当たっては、善意通訳や観光ボランティア等各種ボランティアを積極的に活用し人材の底上げを図るものとする。

国際会議等の誘致推進

国際会議等の沖縄開催のインセンティブを高めるため、国内外のコンベンション専門雑誌等への広告掲載、国際会議見本市への出展、パンフレット、ビデオ、インターネット等を活用した広報、国際会議主催者やメディアの沖縄招聘など国内外への情報発信を推進する。

また、歓迎看板の設置や琉舞等による演出、開催助成金の交付、コンベンション施設利用料の減免、観光施設利用優待割引、プレ・ポストコンベンションの企画支援、国際会議等関連会社(PCO)の紹介、関連施設の情報・資料提供など国際会議等開催に対する各種支援の充実を図る。

国際会議等関連事業者や人材の育成

国際会議等を沖縄県に安定的に誘致・開催するためには、それを専門的かつ総合的に企画・運営し、そのサービスを提供するPCO育成は大きな課題である。このため、県内のPCOについて、本県で開催する各種国際会議等への参画を促進し、国際会議等の開催・運営のノウハウの蓄積を高める。

また、国際会議等が開催されるホテル及びコンベンション施設等の従業員に基礎的なプロトコルを修得させるとともに、その通訳・翻訳能力の向上を図る等、

取り組みを推進する。

[国際会議等の誘致の方針その他国際会議等の誘致の促進]**国際会議等誘致の方針**

国際会議等の誘致に当たっては、沖縄の特性や優位性を活かした観光・リゾート、健康、医療、保健、平和、アジア・太平洋、海洋、島嶼、亜熱帯、環境等の事項に関する会議、沖縄にとって経済効果や宣伝効果の大きい政府間会議、各種団体等大規模会議、民間企業のインセンティブツアー等を優先的、重点的に誘致する。

国際会議等の誘致推進体制の整備

庁内各部署、(財)沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)と連携を図るとともに、国の関与する国際会議等については、各省庁連絡会議等との連携・協力の下に、沖縄開催の誘致に積極的に取り組む。

また、民間の国際会議等については、国際観光振興機構、日本コンgres・コンベンション・ビューロー、各種協会・団体の事務局や学会事務局等、専門機関との連携を強化して誘致に取り組む。

さらに、本県及びOCVB、国内外事務所、新ウチナーンチュ民間大使、美ら島沖縄大使、WUB及び(財)沖縄県国際交流・人材育成財団のネットワーク等を活用し、情報収集及び誘致活動の支援体制を構築する。

国際会議等の誘致推進

「国際コンベンション・アイランド沖縄」の認知度を高めるため、国内外のコンベンション専門雑誌等への広告掲載、国際会議見本市への出展、パンフレット、ビデオ、インターネット等を活用した広報、国際会議主催者やメディアの沖縄招聘など国内外への情報発信を推進する。

また、OCVBによる歓迎看板の設置や琉舞等による演出、アフターコンベンションの企画支援、会議運営専門会社(PCO)の紹介、関連施設の情報・資料提供など国際会議等開催に対する各種支援の充実を図る。

国際会議開催に必要な人材の育成

国際的な学術会議にも適応できる専門的な通訳の育成を図るため、国内外の同時通訳養成機関への研修生派遣等を行う。

また、国際会議等が開催されるホテル及びコンベンション施設等の従業員に基礎的なプロトコルを修得させるとともに、その通訳・翻訳能力の向上を図る等、人材育成に積極的に取り組む。

さらに、「九州・沖縄サミット」、「IDB年次総会」の登録ボランティアを中心に、

人材育成に積極的に取り組む。

(2) コンベンション機能及び受入体制の充実

コンベンション需要増大に対応するため、ホテル等へのコンベンション機能の充実を促進や新たなコンベンション施設の整備を検討するとともに、国際会議等にも適応できる人材の育成やその人材を活用するなど、コンベンション受入体制の整備を推進する。

4 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化

(1) 観光客の受入体制の確保

観光客の多様なニーズに対応できる人材の育成・確保や学校教育における観光教育の充実や観光人材に関する新たな認定制度の創設及び認定推進機関の設置等を柱とする観光人材育成システムの構築を図る。

また、沖縄観光情報の共通プラットフォームである「真南風プラス」の充実等により観光情報の発信力を強化し、国内外からの沖縄訪問客の増大を図る。

さらに、沖縄観光のPRに極めて効果的な国内外の映画、テレビ番組、CMなどのロケーション撮影の誘致及び支援を積極的に行うため、沖縄フィルムオフィスの強化を図るとともに、市町村等との連携を深めるなど受入体制の整備を図る。

また、足腰の強い沖縄観光を構築するため、時間、天候、季節を問わず楽しめる多様なエンターテインメントの創出や観光・リゾートと映像、音楽、芸能等との連携強化を図る。

県民の観光意識やホスピタリティ向上の啓発、観光地の美化への取り組みなど県民自らが観光に携わっていくことを促進するとともに、台風時等における空港等での観光客への対応を強化する。

また、本県観光の観光統計や各種調査等を実施し、実態把握や分析等に活用やレンタカー観光への対応、高齢者や障害者も含めて全ての人に優しい観光地をつくるため観光のバリアフリー化等実施していく。

コンベンション受入に携わるボランティアの育成に努める。

(2) MICE機能及び受入体制の充実

MICE参加者の多様なニーズに対応するため、沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館の機能強化、市町村、ホテル等関連施設と連携した利用者受け入れ体制の強化を図るほか、新たに文化施設等のコンベンションへの利活用を推進し、多彩なコンベンション施設群の形成に努める。

また、国際会議等にも適応できる同時通訳者を育成するほか、MICE受入において必要とされる、質の高いサービスを提供できる観光関連従事者等の育成を推進する。

4 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化

(1) 観光客の受入体制の確保

県内観光関連産業の経営基盤の強化、経営革新への取り組みを促し、質の高い沖縄観光を実現するため、沖縄観光をリードする人材（経営者等観光コア人材）の育成を図る。

また、本県の観光・リゾート産業を現場で担い、観光客の多様なニーズに対応できる人材の育成を図るため、観光人材育成センターを活用した、観光産業従事者に対する各種研修の実施や、経営者等観光関連企業のリーダーを対象とした研修等の実施、各種認定制度の充実を図るとともに、学校教育における観光教育の充実、同時通訳者の専門的人材の育成を行う。

さらに、観光産業従事者の資質向上、観光人材の育成を目的とした各種情報の多面的な収集及び分析、観光産業・関連団体のとりまとめを行うこと等に取り組む観光人材育成センターを支援し、効果的な人材育成を図る。

加えて、観光人材育成センターと観光教育等との連携促進や、各種啓蒙活動による県民の観光理解の促進等、観光産業のイメージアップ、観光産業従事者のモチベーションやステータスの向上を図るとともに、求職者と求人企業とのマッチング等、雇用の創出、確保を促進する。

沖縄観光情報サイト「真南風プラス」を活用し、旅行内容の多様化等に対応した迅速できめ細かい観光情報の提供を図り、国内外からの沖縄訪問客の増大を図る。

また、沖縄観光のPRに極めて効果的な国内外の映画、テレビ番組、CMなどにおいて「沖縄」を継続的に取り上げてもらうためには、ロケーション撮影の誘致及び支援を積極的に行うことが重要であることから、沖縄フィルムオフィスの強化を図るとともに、市町村等との連携を深めるなど受入体制の整備を図り、アジアにおける一大ロケーション拠点の形成を図る。

足腰の強い沖縄観光を構築するため、観光・リゾートと映像、音楽、芸能等との連携強化や、時間、天候、季節を問わず楽しめる多様なエンターテインメントの充実を図る。

県民の観光意識やホスピタリティ向上の啓発、観光地の美化への取り組みなど良

(2) 沖縄の宣伝と観光客の来訪の促進

通年型の観光・リゾート地の形成に向け、全国エイサーフェスティバルなどの開催を推進するとともに、新たなイベントの開催を検討する。また、集客力の高い地域イベントの開催を支援する。

また、観光誘客促進キャンペーンの一環として、県内全域の多様な沖縄音楽などのエンターテインメントを活用したイベント開催の促進や観光客に沖縄の伝統芸能鑑賞の機会を提供するため、県立郷土劇場において、琉球舞踊や郷土芸能公演等を定期的で開催するとともに、国立劇場おきなわにおいて、国指定重要無形文化財「組踊」等の沖縄伝統芸能、本土の伝統芸能、アジア・太平洋地域を中心とする海外の民族芸能の公演を行う。

国内の観光動向や観光ニーズの把握のために調査を実施し、航空会社及び旅行会社とタイアップした各種共同宣伝、誘客プロモーションを展開するほか、観光の全国組織や他地域と連携した誘客対策を進める。

また、各種メディアを活用したキャンペーンの推進や入域観光客の年平準化に向けた取り組み、体験滞在型観光に向けた取り組みとして、那覇市おもろまちに平成16年12月にオープンした沖縄型特定免税店などを活用したリゾートショッピング、亜熱帯の自然を活用したリゾートウエディング及び癒しをテーマにしたリゾートヒーリング等を活用した誘客活動を実施していく。

外国人観光客の誘致拡大のため、航空路線が結ばれている台湾等へ各種メディアを活用したキャンペーンの展開、島嶼観光政策フォーラム及び大型イベントへの参加、新たな旅行商品開発に関わる旅行社等の招聘等を通して沖縄観光・リゾートの浸透と旅行需要の喚起を推進する。

また、上海事務所の開設に伴い、将来における大きなマーケットである中国を対象に、中国の旅行会社及びマスコミの招聘、観光キャラバン隊の派遣等の各種プロモーション事業を展開するとともに、国内旅行会社等の旅行商品企画を促進するなど中国誘客キャンペーン事業を推進する。

県及びOCVBの海外事務所の活用や国際観光振興機構との連携により、東・東南アジアをはじめ、広く欧米諸国においても誘客プロモーションを展開する。

(3) 利用者利便の増進

沖縄振興特別措置法に基づく利用者利便増進事業や共通乗車船券発行に係る手続きの簡素化に係る制度の活用を促進する。

好な観光環境の形成を促進するとともに、台風時等における空港等において適切な対応がなされ、観光客の負担が軽減されるよう取り組む。

また、各種観光施策が戦略的に展開され、持続的な観光振興が図られるよう、観光統計やマーケティング等の各種調査を充実させ、本県観光の実態把握や分析等に努めるとともに、増大するレンタカー観光への対応、バリアフリーの促進等、誰もが楽しめる優しい観光地作り、国が進める観光立国と連携した外国人観光客の受入体制の整備等に努める。

(2) 沖縄の宣伝と観光客の来訪の促進

通年型の観光・リゾート地の形成に向け、スポーツ・レジャー大会や集客力の高い地域イベントの開催支援、県内全域で行われる地域イベント情報の発信、国指定重要無形文化財「組踊」や琉球舞踊をはじめとする芸能公演の開催等により、シーズンオフ期の観光客誘致を促進する。

また、毎年度「ビジットおきなわ計画」を策定し、国内、海外からの誘客プロモーションを戦略的に推進する。国内からの誘客については、国内の観光動向や観光ニーズ把握のための調査実施、航空会社及び旅行会社とタイアップした各種共同宣伝、誘客プロモーションを展開するほか、マスメディアを活用したキャンペーンを展開していく。

特に、「入域観光客の年平準化」、「体験・滞在型観光の推進」、「離島観光の振興」などの課題の解決に向けて、修学旅行、リゾートウエディング、シニア層について重点的に誘客活動を推進するほか、リゾートショッピング、リゾートヒーリング等の観光テーマについて、旅行商品の開発と連動したキャンペーンを展開していく。

海外からの誘客については、直行便を有するなど観光市場として有望な台湾、韓国、中国、香港を重点地域として、国際観光振興機構やビジットジャパンキャンペーンとも連携し、県・OCVBの海外事務所等の活用を図りながら、それぞれの国の実情に合わせた誘客・宣伝活動を展開する。

また、沖縄への来訪が期待される東アジア諸国の国際観光市場の動向等を調査するとともに、沖縄の自然環境、文化等の観光資源を活用する方策、効果的なプロモーション戦略モデルを構築するほか、ウェブサイトで多言語での情報発信、海外マスメディアの活用等により、効果的に沖縄観光の魅力を発信していく。

(3) 観光の利便性の増進

沖縄振興特別措置法に基づく共通乗車船券発行や利用者利便増進事業に係る手続きの簡素化に係る制度の活用を促進する。

[利用者利便増進事業の内容]

利用者利便増進事業の内容は、次のとおりとする。

- ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が実施する観光地へのアクセスに係る利用者の利便の増進を図るための事業で次のいずれかに該当するもの
 運行系統の変更（路線の新設を伴うものを除く）
 運行系統ごとの運行回数の増加
 旅客の運送を行うために使用する自動車の運行状況に関する最新の情報を提供するための設備の整備
 運賃及び料金の支払のために使用することができる半導体集積回路を一体として組み込んだカードシステムの整備
- イ 一般旅客定期航路事業を営業者が実施する観光地へのアクセスに係る利用者の利便の増進を図るための事業で次のいずれかに該当するもの
 運航日程又は運航時刻の変更
 運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季の変更

5 産業間の連携の強化**(1) 沖縄土産品の魅力向上**

観光土産品の魅力向上とマーケティングの強化による関連産業の振興を図るため、観光土産品開発・販売のネットワークの拡充を図り、土産品購入者のニーズを捉えている観光事業者を起点とする新たな商品開発を促進や観光事業者サイドにおける土産品開発とブランド化を推進する人材を育成し沖縄観光のイメージアップに繋げる。

(2) 県産食材の安定供給体制の強化

我が国唯一の亜熱帯性気候等の優位性をいかした活力ある産地を形成し、健康長寿や観光・リゾート地にふさわしい高品質かつ安全で安心な農林水産物を安定的に供給することにより、おきなわブランドを確立する。

また、観光客の沖縄県産食材へのニーズに応えるため、県内のリゾートホテルやレストラン等に島野菜等の特色ある県産農林水産物等を安定的に供給するための体制整備を促進する。

さらに、沖縄県産健康保養食材を活用した新メニューの開発、レシピの作成、地域食材利用加工食品展示会の開催、ホテルやレストランへの食材の普及促進を図るとともに、県産農林水産物の普及促進に向けたイベントの開催やキャンペーンの展開等に努める。

[利用者利便増進事業の内容]

利用者利便増進事業の内容は、次のとおりとする。

- ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が実施する観光地へのアクセスに係る利用者の利便の増進を図るための事業で次のいずれかに該当するもの
 運行系統の変更（路線の新設を伴うものを除く）
 運行系統ごとの運行回数の増加
 旅客の運送を行うために使用する自動車の運行状況に関する最新の情報を提供するための設備の整備
 運賃及び料金の支払のために使用することができる半導体集積回路を一体として組み込んだカードシステムの整備
- イ 一般旅客定期航路事業を営業者が実施する観光地へのアクセスに係る利用者の利便の増進を図るための事業で次のいずれかに該当するもの
 運航日程又は運航時刻の変更
 運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季の変更

5 産業間の連携の強化**(1) 観光土産品のブランド確立**

沖縄観光土産品のブランドを確立するため、高品質の商品開発及び販路の開拓を支援するとともに、リゾートウエディングと連動した引き出物商品の開発を促進する。

また、地域の特産品開発、販路拡大を促進するため、特産品加工施設の整備を進めるほか、直売所を活用した観光客への流通体制を整えることにより、県産農林水産物の販路拡大を図る

さらに、観光土産品に対する信頼性の保持に努める。

(2) 観光関連産業と農林水産業との連携による地産地消の推進

観光客に魅力ある県産農林水産物の提供を拡大することにより、地産地消を推進し、観光の農林水産業への経済波及効果を高める。

また、「おきなわ食材の店（仮称）」登録推奨制度の創設を検討するとともに、県産農林水産物の「おきなわブランド」の確立を図り、観光客へ提供拡大を図る。

<p>(3) 観光関連サービス業の育成と連携の強化</p> <p><u>健康保養型観光のニーズに対応した健康関連サービス業の民間における事業化を促進するとともに、観光と健康関連サービス業の連携強化に関する検討を行う。</u></p> <p><u>海洋レジャー及びスポーツ活動やスポーツコンベンション等の拡大に対応した関連産業の創出や音楽、文化、芸能、ファッション等のエンターテインメント関連産業の創出を促進するとともに、産業間の連携を促進する。</u></p>	<p>(3) 観光との連携による関連産業の振興</p> <p><u>沖縄の癒しや健康保養に関するエビデンス（科学的根拠）有効利用に関する手法を確立することにより、新たな沖縄型健康増進ツアープログラムの抄出を促進し、健康ビジネス産業の振興を図る。</u></p> <p><u>また、観光関連産業と音楽、芸能、工芸、ファッション産業等との連携により、新たな観光メニューの創出を促進する。</u></p>	
---	--	--

2次計画（平成17～19年度）						3次計画（案）（平成20～23年度）						備考
第4章 沖縄観光施策の展開 観光振興の基本方針に基づき、次のとおり具体的な施策・事業を展開する。 1 国際的海洋性リゾート地の形成						第4章 沖縄観光施策の展開 観光振興の基本方向に基づき、次のとおり具体的な施策・事業を展開する。 1 国際的海洋性リゾート地の形成						
指標	単位	平成13年 （基準）	平成15年 （実績）	平成19年 （目標）	平成23年 （目標）	指標	単位	平成13年 （基準）	平成18年 （実績）	平成23年		
										目標	（変更前）	
入域観光客数 （うち外国人観光客数）	万人	443 （20）	508 （10）	580 （25）	650 （60）	入域観光客数 （うち外国人観光客数）	万人	443 （20）	564 （9）	720 （30）	（650） （60）	
平均滞在日数	日	3.66	3.93	4.10	4.18	平均滞在日数	日	3.66	3.80	4.18		
宿泊施設客室数 （収容人員） （10月1日現在）	室 （人）	23,781 （60,078） （平成12年）	27,533 （69,344）	31,200 （81,100）	33,500 （87,100）	宿泊施設客室数 （収容人員） （10月1日現在）	室 （人）	23,781 （60,078） （平成12年）	32,320 （80,746）	33,500 （87,100）		
[指標の内容] 入域観光客数（うち外国人観光客数）：県外から沖縄県に訪する県外居住者及び外国人数 平均滞在日数：入域観光客の平均宿泊滞在日数 宿泊施設客室数：ホテル・旅館等の宿泊施設の客室数						[指標の内容] 入域観光客数（うち外国人観光客数）：県外から沖縄県に訪する県外居住者及び外国人数 平均滞在日数：入域観光客の平均宿泊滞在日数 宿泊施設客室数：ホテル・旅館等の宿泊施設の客室数 [目標値の変更理由等] 入域観光客数：観光の県経済における重要度増加、宿泊施設の増加（見込）に伴う客室稼働率の低下抑止のため修正						
						(1) <u>観光まちづくりの推進</u> <u>観光まちづくりの推進</u> 市町村・圏域・民間団体等との広範な連携の下に、それぞれの地域特性を踏まえた観光振興の方向性や、県・市町村・民間団体等の役割分担及び推進体制等を整理した「沖縄県観光まちづくり指針」を策定し、地域の取り組みを促進すると						新規項目

ともに、広域的な観点から支援を行うべき内容について検討していく。
観光まちづくりに際しては、各市町村において、観光振興計画等の策定とその実現に向けた全庁的な連携体制を構築するとともに、観光団体・事業者をはじめ、様々な主体との協働により、取り組みを推進していくものとする。
また、複数の市町村にまたがる資源の活用や自然環境の保全など、広域的な取り組みも必要であり、広域市町村圏事務組合を中心とする連携はもとより、観光まちづくりの方向性を共有する複数の市町村等からなる連絡協議会の設置など、広域的な推進体制の構築を図るものとする。

主要施策	内 容	備 考
観光まちづくりの推進	観光まちづくりの促進・支援 ・沖縄県観光まちづくり指針に基づく地域の取り組みの促進 ・地域の取り組み状況を踏まえ、支援策等を検討	

観光のバリアフリー化の推進
沖縄バリアフリーツアーセンターに対する支援を行うとともに、市町村、福祉団体、民間事業者等と連携し、継続的に観光バリアフリー化を推進する。

主要施策	内 容	備 考
観光のバリアフリー化の推進	沖縄バリアフリーセンターに対する支援 関係団体等との連携によるバリアフリー化の促進	

沖縄らしい風景づくり
沖縄らしい風景づくりは、まちづくりという観点からも、また、観光振興という観点からも、本県にとって重要であり、沖縄らしさを活かした風景づくりを推

新規項目

進するため、国、県、市町村の連携を一層強化するとともに、市町村が景観法に基づく景観行政団体となり、地域らしさを活かした独自の景観計画を策定することを促進していく。

主要施策	内 容	備 考
沖縄らしい風景づくり	沖縄らしさを活かした風景づくりの推進 ・国、県、市町村の連携の強化 ・市町村が景観法に基づく景観行政団体となることへの促進 ・市町村独自の景観計画の策定を促進	

(1) 観光地の魅力の増進

ア 観光振興地域制度を活用した観光関連施設の集積促進

観光関連施設の集積促進

沖縄振興特別措置法に基づき、本県の観光・リゾート拠点としての条件を備えた地域を観光振興地域に指定する。

同地域への観光関連施設の集積を促進し、拠点地域としての一層の発展を図るため、市町村、関係団体、民間事業者等から構成する推進連絡協議会の設置・活用を促進し、振興地域が一体となった「リゾートタウン」形成に向けた取組みを強化するとともに、国内外の観光関連施設の積極的な誘致活動を促進する。

また、観光振興地域等において、観光案内標識や休憩所、駐車場の整備等を実施するとともに、道路、港湾、公園、海浜等の観光関連公共施設の一体的・重点的整備を推進する。

主要施策	内 容	備 考
観光関連施設の集積促進	沖縄振興特別措置法に基づく観光振興地域の指定 ・H17：4地域追加指定、3地域拡充 合計：18地域 観光振興地域における推進連絡協議会の設置・活用促進 国内外の観光関連施設の誘致活動の推進	・沖縄振興特別措置法第16～20条関係（課税の特例）

(2) 観光地の魅力の増進

ア 観光振興地域制度を活用した観光関連施設の集積促進

観光関連施設の集積促進

沖縄振興特別措置法に基づき、本県の観光・リゾート拠点としての条件を備えた地域を観光振興地域に指定する。

同地域への観光関連施設の集積を促進し、拠点地域としての一層の発展を図るため、市町村、関係団体、民間事業者等から構成する推進連絡協議会等の設置・活用を促進し、地域が一体となった観光・リゾート拠点形成に向けた取組みを強化するとともに、国内外の観光関連施設の積極的な誘致活動を促進する。

また、観光振興地域における道路、港湾、公園、海浜等の観光関連公共施設の一体的・重点的整備を推進する。

主要施策	内 容	備 考
観光関連施設の集積促進	沖縄振興特別措置法に基づく観光振興地域の指定 観光振興地域における行政、関係団体、民間事業者等の連携強化 国内外の観光関連施設の誘致活動の促進	・沖縄振興特別措置法第16～20条関係(課税の特例等)
観光振興地域の整備	観光振興地域における観光関連公共施設	

文言修正

事業の終了

課税の特例以外の条文があるため

推進連絡協議会の設置のみが地域における連携強化の手法ではないため

観光振興地域及び周辺地域の整備	観光案内標識の整備 宮古、八重山、久米島予定 休憩所・駐車場等の整備 伊平屋村、南大東村予定 観光振興地域における観光関連公共施設の一体的・重点的整備の推進
-----------------	--

設の一体的・重点的整備の推進

離島観光振興地域等整備事業の終了

イ 観光・リゾート拠点の創出と新たな展開
 ショッピング観光拠点の整備
 本県観光の新たな魅力として「リゾートショッピング」をPRしていくためその拠点となる沖縄型特定免税店やアウトレットモール等の海外ブランド品及び土産品等の販売施設が立地・集積する地域をショッピング観光拠点として整備を推進する。
 多くの観光客や買い物客が訪れる那覇市国際通りにおいては、歩行者が快適に散策できる空間を確保するため、電線類の地中化と併せて歩道の拡幅やグレードアップ舗装、ポケットパーク設置等、街路の整備を進めるとともに、中心市街地活性化の一環として、「人にやさしい街、歩いて楽しい街」という商店街の基本コンセプトに基づき、国際通りにおけるオーニング(日除け)の整備促進を図る。

イ 観光・リゾート拠点の創出と新たな展開
 ショッピング観光拠点の整備
 本県観光の新たな魅力となっている「リゾートショッピング」をさらにPRしていくため、その拠点となる沖縄型特定免税店やアウトレットモール等について、より利用客のニーズにあったショッピング環境の整備を推進する。
 また、他のショッピング拠点等との連携を促進し、さらなる沖縄のショッピング観光の魅力向上を図っていく。
 多くの観光客や買い物客が訪れる那覇市国際通りにおいては、歩行者が快適に散策できる空間を確保するため、電線類の地中化と併せて歩道の拡幅、バリアフリー化、グレードアップ舗装及びポケットパークの整備等を行う。

事業の終了

主要施策	内容	備考
沖縄型特定免税店制度の活用	沖縄型特定免税店の空港外展開の制度の活用 ・ショッピング観光拠点とし、リゾートショッピングのプロモーションを展開 国際線を利用する観光客も利用可能となるようなしくみなどの検討	沖縄振興特別措置法第26条関係(輸入品を携帯して域する場合の関税の免除)
豊見城市豊崎地区へのアクセスの向上	豊見城市豊崎地区のアウトレットモール(民間施設)のアクセスの利便性を高め、観光客の利用を促進	一般国道331号豊見城道路部分暫定供用予定(平成17年度)

主要施策	内容	備考
沖縄型特定免税店制度等の活用	沖縄型特定免税店の空港外展開の制度の活用 ・ショッピング観光の拠点とし、リゾートショッピングのプロモーションを展開 ・利用客の利便性向上の方策を検討 海路客への販売が可能となるようなしくみなどの検討 沖縄型特定免税店と県内業者との連携促進 沖縄型特定免税店やアウトレットモール等を組み込んだ旅行商品造成の促進	沖縄振興特別措置法第26条関係(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)

国際線を利用する観光客にも利用可能となっている

豊見城市豊崎地区へのアクセスの向上 事業の終了

那覇市国際通りにおける街路の整備	電線類の地中化と併せた歩道の拡幅、グレードアップ舗装、ポケットパーク設置等	
国際通り商店街の整備促進	国際通りにおけるオーニング（日除け）の設置	

那覇市国際通りにおける街路の整備	電線類の地中化と併せた歩道の拡幅、 <u>バリアフリー化</u> 、グレードアップ舗装、ポケットパーク整備等	
------------------	--	--

事業の終了

国営公園及び周辺地域の整備
 沖縄の歴史・文化の中心拠点である国営沖縄記念公園首里城地区において、世界遺産である史跡の整備・保全や公園の整備を推進するとともに、周辺地域における公園整備等を推進する。
 また、北部地域観光の中心拠点である国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の公園整備や同地区へのさらなる集客を図るため、新たな観光資源である美ら海水族館の利用促進とその魅力を広く国内外へ情報発信することに努める。

国営公園及び周辺地域の整備
 北部地域観光の中心拠点である国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の公園整備や同地区へのさらなる集客を図るため、美ら海水族館の利用促進とその魅力を広く国内外へ情報発信することに努める。
 また、沖縄の歴史・文化の中心拠点である首里城公園（国営・県営）において、世界文化遺産である史跡の整備・保全や公園の整備を推進するとともに、周辺地域において、古都首里の自然や風土を満喫できる空間として、整備を行う。

文言修正

主要施策	内容	備考
国営沖縄記念公園及び周辺地域の整備	<u>国営沖縄記念公園首里城地区</u> における史跡の整備・保全や公園の整備及び周辺地域における公園整備等 国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の公園の整備や美ら海水族館の利用促進、国内外への情報発信等	

主要施策	内容	備考
国営公園及び周辺地域の整備	国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の公園の整備や美ら海水族館の利用促進、国内外への情報発信等 <u>首里城公園（国営・県営）</u> における史跡の整備・保全や公園の整備及び周辺地域における公園整備等 ・ <u>円覚寺跡の整備</u> ・ <u>中城御殿跡の整備</u>	

水源地域における観光振興
 福地ダム・新川ダム、安波ダム・普久川ダム・辺野喜ダム等において、水源地域ビジョンに基づき、観光振興と地域活性化を推進する。

水源地域における観光振興
 福地ダム・新川ダム、安波ダム・普久川ダム・辺野喜ダム、漢那ダム、羽地ダムに係る各水源地域ビジョンに基づき、引き続き観光振興と地域活性化を推進するとともに、今後完成予定である大保ダム、億首ダムに係る水源地域ビジョンを新たに策定し、観光振興と地域活性化を推進する。

漢那ダム及び羽地ダムについて追記
 完成予定の大保ダム、億首ダムについても追記

主要施策	内 容	備 考
水源地域における観光振興	水源地域ビジョンの推進 福地ダム・新川ダム、安波ダム・普久川ダム・辺野喜ダム等において、水源地域ビジョンに基づき、観光振興と地域活性化を推進	

主要施策	内 容	備 考
水源地域における観光振興	水源地域ビジョンの推進 ・福地ダム・新川ダム、安波ダム・普久川ダム・辺野喜ダム、 <u>漢那ダム、羽地ダムに係る各水源地域ビジョンに基づき、引き続き観光振興と地域活性化を推進</u> ・大保ダム、億首ダムに係る水源地域ビジョンを新たに策定し、 <u>観光振興と地域活性化を推進</u>	

部瀬名地域の整備
部瀬名地域については、県内におけるリゾート開発のパイロット事業として、引き続き、格調高い国際メガリゾートの形成を図るべく海洋性健康増進施設等の観光関連施設の整備を促進する。
また、多様な宿泊施設の整備を促進するとともに、沖縄を代表する国際観光・リゾート拠点にふさわしい良好な景観形成を図るため、沿道の花木の植栽等を促進するほか、名護浦荘跡地の海岸整備の検討を行う。

部瀬名地域の整備
部瀬名地域については、県内におけるリゾート開発のパイロット事業として、引き続き、格調高い国際メガリゾートの形成を図るべく多様な宿泊施設をはじめとする観光関連施設の整備を促進するとともに、沖縄を代表する国際観光・リゾート拠点にふさわしいグレードの維持・向上を図っていくための仕組みの構築を促進する。

海洋性健康～
具体的な施設整備の計画は現在宿泊施設が中心

植栽等については、
具体の事業がない

部瀬名地域については
今後民間企業を中心に
グレードの維持・向上を図
っていく必要がある

主要施策	内 容	備 考
部瀬名地域の整備	部瀬名地域の整備 ・ <u>海洋性健康増進施設、宿泊施設等観光関連施設の整備促進</u> ・ <u>沿道における花木の植栽等促進</u> ・ <u>名護浦荘跡地の海岸整備の検討</u>	

主要施策	内 容	備 考
部瀬名地域の整備	部瀬名地域の整備 ・ <u>宿泊施設等観光関連施設の整備促進</u> ・ <u>名護浦荘跡地の海岸整備の推進</u>	

新たな海洋性リゾート拠点の整備
新たな海洋性リゾート拠点として、各地域の特性に応じて自然環境の保全に配慮しつつ、マリンシティ泡瀬、中城湾港マリンタウン、平良港コースタルリゾート、石垣港コースタルリゾート等の形成を図る。
中城湾港泡瀬地区においては、環境保全に配慮しつつ、緑地護岸、人工海浜、

新たな海洋性リゾート拠点の整備
新たな海洋性リゾート拠点として、各地域の特性に応じて自然環境の保全に配慮しつつ、マリンシティ泡瀬、中城湾港マリンタウン、平良港コースタルリゾート、石垣港コースタルリゾート等の形成を図る。
中城湾港泡瀬地区においては、環境保全に配慮しつつ、人工海浜やマリーナ等

マリーナ等の整備を推進し、海洋性リゾート拠点の整備を図る。
 中城湾港西原与那原地区においては、遺跡や文化財等の観光資源をいかしつつ海洋性レクリエーションの需要増加に対応するため、引き続き、マリーナ、人工海浜、海浜緑地、道路等の整備を推進する。
 平良港トゥリバー地区においては、マリーナ施設の一部供用を開始し、さらにマリーナ、海浜緑地、人工海浜等を整備し、海洋性リゾート・マリンレジャーの拠点とする。
 石垣港新港地区及び登野城地区においては、八重山圏域の観光拠点港として、石垣市内や周辺離島における観光地とのネットワークの形成や国内外との外洋クルージングネットワークの形成を図るため、離島旅客ターミナルや人工海浜等の整備を進め、海洋性レクリエーション機能の導入を促進する。
 また、下地島空港の周辺地域については、観光資源である海洋景観の保全を図るとともに、伊良部町と連携した事業導入を促進する。

の海洋性レクリエーション機能の導入を図り、国際交流リゾート拠点の形成を推進する。
 中城湾港西原与那原地区の与那原マリーナにおいて、海事思想の普及や海洋性レクリエーションの振興を図るためマリーナの整備を推進する。
 平良港トゥリバー地区においては、マリーナ、海浜緑地、人工海浜等を整備し、海洋性リゾート・マリンレジャーの拠点とする。
 石垣港登野城地区においては、八重山圏域の観光拠点港として、石垣市内や周辺離島における観光地とのネットワークの形成を図るため、離島旅客ターミナルの周辺施設の整備を促進し、新港地区においては人工海浜等の整備を進め、海洋性レクリエーション機能の導入を促進する。
 また、下地島空港の周辺地域については、観光資源である海洋景観の保全を図るとともに、スポーツレクリエーション施設等の整備を促進する。

マリーナ以外事業終了

 離島旅客ターミナルビル供用開始済み

主要施策	内容	備考
中城湾港泡瀬地区の整備	人工海浜やマリーナ等の海洋性レクリエーション機能の導入、観光関連施設の集積に向けた取り組みを推進	・緑地護岸の整備等
中城湾港西原与那原地区の整備	マリーナ、人工海浜、海浜緑地、道路等の整備の推進	・臨港道路、緑地、浮棧橋等の整備
平良港トゥリバー地区の整備	マリーナ、道路、海浜緑地、人工海浜等の公共施設の整備促進	・道路、波除堤、人工海浜等の整備
石垣港新港地区及び登野城地区の整備	離島旅客ターミナルや人工海浜等の整備による海洋性レクリエーション機能の導入促進	・緑地整備等
下地島空港周辺地域の整備	海洋景観の保全、民間活力による事業導入を促進	

主要施策	内容	備考
中城湾港泡瀬地区の整備	人工海浜やマリーナ等の海洋性レクリエーション機能の導入	
中城湾港西原与那原地区の整備	マリーナの整備の推進	
平良港トゥリバー地区の整備	マリーナ、海浜緑地、人工海浜等の公共施設の整備促進	・離岸堤、人工海浜等の整備
石垣港新港地区及び登野城地区の整備	離島旅客ターミナル周辺施設（緑地等）や人工海浜等の整備による海洋性レクリエーション機能の導入促進	
下地島空港周辺地域の整備	海洋景観の保全、民間活力による事業導入を促進	

マリーナ以外整備済み

 道路、波除堤は整備済み

(2) 観光客の移動の円滑化
 国内外航空路線網の拡充
 那覇空港を基点とする国内外航空路線網の拡充を促進する。国際路線について

(3) 観光客の移動の円滑化
 国内外航空路線網の拡充
 那覇空港を基点とする国内外航空路線網の拡充を促進する。国際路線について

は、台北、ソウル、上海、マニラ路線の運航維持・強化に努めるとともに香港路線の再開に取り組む。

また、新規路線開拓に向け、東アジアを始めとする北京などの主要地域においてエアポートセールスを展開し、路線の需要喚起を図るとともに、就航に必要な航空協定上の取り決め等の条件整備に努める。

さらに、チャーター便の運航促進も同様に積極的に取り組む。

主要施策	内容	備考
国際路線の運航維持・強化等	台北（週14便）、ソウル（週3便）、上海（週7便）、マニラ（週4便）路線の運航維持・強化等に努める （1往復＝1便、マニラ路線は週2便は福岡経由）	・台北路線の輸送力強化 ・香港路線の運航再開促進
新規路線就航のための条件整備	北京路線等の新規路線開設のためのエアポートセールスを展開 チャーター便の運航促進 ・那覇～高雄等	

は、台北、ソウル、上海路線の運航維持・強化に努める。

また、新規路線開拓に向け、北京を始めとする東アジアの主要地域においてエアポートセールスを展開し、路線の需要喚起を図るとともに、就航に必要な航空協定上の取り決め等の条件整備に努める。

さらに、チャーター便の運航促進も同様に積極的に取り組む。

主要施策	内容	備考
国際航空路線網の整備	台北（週14便）、ソウル（週5便）、上海（週2便）路線の運航維持・強化等に努める 北京路線等の新規路線開設のためのエアポートセールスを展開 チャーター便の運航促進 ・那覇～高雄等 C I Q機能の強化促進	・台北路線の輸送力強化 路線・便数は平成19年11月30日現在
国内航空路線網の拡充	県外路線29路線の運行維持・強化等に努める 新規路線開設に向けた他県との交流促進 路線開設を促進するため、公租公課の軽減措置の継続・拡充（対象路線：那覇-本土路線、特定離島路線） 離島直行路線の就航促進	・平成20年度 富士山静岡空港開港予定 ・平成21年度 茨城空港開港予定 ・平成22年度 羽田空港4本目の滑走路完成予定

マニラ路線運休
香港路線H20年
2月頃再開予定

主要施策名の整理
便数の時点修正

国内の航空路線網の拡充について追加記載

観光案内標識等の整備

外国人を含む沖縄訪問客の観光施設、歴史・文化施設、名所旧跡及び公共施設等への移動の利便性向上を図るため、主要観光地周辺における観光総合案内標識の設置を進める。

また、観光地へのアクセスを向上させる道路における観光所在地表示標識の設置を推進する。

主要施策	内容	備考
観光案内標識等の整備	主要観光地周辺における観光総合案内標識の設置	・観光振興地域等

案内標識の整備

外国人を含む沖縄訪問客の観光施設、歴史・文化施設、名所旧跡及び公共施設等へのアクセス性を向上させるため、道路における案内標識の整備を推進する。

主要施策	内容	備考
案内標識の整備	観光地等へのアクセスを向上させる道路における案内標識の整備を推進	

離島観光振興地域等整備事業の終了に伴い文言修正

<p>道路案内標識の整備</p>	<p>観光地へのアクセスを向上させる道路における観光所在地表示標識の設置を推進</p>				
<p>観光客の交通円滑化の促進 観光客等の移動の利便性向上を図るため、公共交通体系の再構築等に関する調査・検討やTDM（交通需要マネジメント）アクションプログラムに基づき各種TDM施策を推進する。</p>			<p>観光客の交通円滑化の促進 観光客等の移動の利便性向上を図るため、基幹バスを中心としたバス網再構築計画の本格導入や同計画と沖縄都市モノレールが有機的に連携するための沖縄県公共交通総合連携計画を策定し、それらの推進を図るとともに、那覇都市圏交通円滑化総合計画に基づく各種個別施策の推進及びTDM（交通需要マネジメント）施策推進アクションプログラムに基づく各種個別施策を検討促進する。 また、沖縄都市モノレールと末端交通手段の利便性を図ることにより、観光客の交通円滑化を図る施策を検討する。</p>		
<p>主要施策</p>	<p>内容</p>	<p>備考</p>	<p>主要施策</p>	<p>内容</p>	<p>備考</p>
<p>観光客の交通円滑化の促進</p>	<p>交通体系整備推進事業 ・公共交通再構築の検討 ・TDM（交通需要マネジメント）アクションプログラムの作成、実施</p>		<p>観光客の交通円滑化の促進</p>	<p>交通体系整備推進事業 ・基幹バスを中心としたバス網再構築計画の本格導入の推進 ・沖縄県公共交通総合連携計画の策定促進 ・那覇都市圏交通円滑化総合計画に基づく各種個別施策の推進 ・TDM施策推進アクションプログラムに基づく個別施策の検討促進 沖縄都市モノレールと末端交通手段の連携による利便性の向上 ・周辺施設等との連携 ・運賃の多様化 等</p>	<p>TDM施策推進アクションプログラムを16年度に作成し、それに基づく各種個別施策を検討</p>
<p>航空運賃の引き下げに係る措置の活用 本土から沖縄県への入域条件の改善を図るため、沖縄振興特別措置法に定められた航空運賃の引き下げに係る措置を引き続き活用し、本土からの入域観光客の増大が図られるよう努める。</p>			<p>航空運賃の引き下げに係る措置の活用 本土から沖縄県への入域条件の改善を図るため、沖縄振興特別措置法に定められた航空運賃の引き下げに係る措置を引き続き活用し、本土からの入域観光客の増大が図られるよう努める。</p>		